

令和6年第6回定例会

# 鋸南町議会会議録

令和6年9月 3日 開会

令和6年9月13日 閉会

鋸南町議会



## 令和6年第6回鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第1号	鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第2号	鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第5号	令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第6号	令和6年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について
議案第7号	令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第8号	令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について
議案第9号	令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第10号	令和5年度決算認定について 1. 令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算 2. 令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 3. 令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 4. 令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第11号	令和5年度決算認定について 1. 令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算 2. 令和5年度鋸南町水道事業会計決算
報告第1号	令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について（一般会計）
報告第2号	令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）
報告第3号	令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）

# 令和6年第6回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示 .....	1
第1号（9月3日）	
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	2
欠席議員 .....	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 .....	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名 .....	2
開会の宣言 .....	3
会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
諸般の報告 .....	5
町長から提案理由の説明、諸般の報告 .....	5
一般質問 .....	9
中村 基 議員 .....	9
竹田 和明 議員 .....	22
笹生 あすか 議員 .....	34
大塚 昇 議員 .....	46
散会の宣言 .....	51

第2号（9月4日）

議事日程	53
本日の会議に付した事件	54
出席議員	54
欠席議員	54
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	54
本会議に職務のため出席した者の職氏名	54
開議の宣言	55
議事日程の報告	55
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第5号の上程、説明	60
議案第6号の上程、説明	61
議案第7号の上程、説明	65
議案第8号の上程、説明	67
議案第9号の上程、説明	68
議案第10号の上程、説明	69
議案第10号の監査報告	76
議案第10号の決算審査特別委員会への付託	77
議案第11号の上程、説明	78
議案第11号の監査報告	82
議案第11号の決算審査特別委員会への付託	83
報告第1号の説明	84
報告第2号の説明	85
報告第3号の説明	86
散会の宣言	86

第3号（9月13日）

議事日程	88
本日の会議に付した事件	88
出席議員	88
欠席議員	89
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	89
本会議に職務のため出席した者の職氏名	89
開議の宣言	90
議事日程の報告	90
議案第5号の質疑、討論、採決	90
議案第6号の質疑、討論、採決	91
議案第7号の質疑、討論、採決	93
議案第8号の質疑、討論、採決	93
議案第9号の質疑、討論、採決	94
追加議案の提出	94
議会運営委員長の報告	95
追加議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第10号の委員長報告	98
議案第10号の質疑の省略	102
議案第10号、一般会計歳入歳出決算の討論、採決	102
議案第10号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決	103
議案第10号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の討論、採決	103
議案第10号、介護保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決	104
議案第11号の委員長報告	104
議案第11号の質疑の省略	105
議案第11号、鋸南病院事業会計決算の討論、採決	106
議案第11号、水道事業会計決算の討論、採決	106
閉会の宣言	107



鋸南町告示第 8 1 号

令和 6 年第 6 回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

鋸南町長 白 石 治 和

- 1 期 日 令和 6 年 9 月 3 日 午前 1 0 時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

令和6年第6回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和6年9月3日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 一般質問（4名）  
3番 中村 基 議員  
8番 竹田 和明 議員  
6番 笹生 あすか 議員  
9番 大塚 昇 議員

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1番 東 愛乃 議員  | 2番 篠宮 真樹 議員  |
| 3番 中村 基 議員  | 4番 柴本 健二 議員  |
| 5番 秋山 柳三 議員 | 6番 笹生 あすか 議員 |
| 7番 早川 正也 議員 | 8番 竹田 和明 議員  |
| 9番 大塚 昇 議員  | 10番 青木 悦子 議員 |
| 11番 緒方 猛 議員 | 12番 鈴木 辰也 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白石 治和	副町長 内田 正司
教 育 長 富永 安男	総務企画課長 石井 肇
税務住民課長 対馬 尚子	保健福祉課長 吉田 修一
地域振興課長 重田 正行	教 育 課 長 安田 隆博
建設水道課長 齋藤 正樹	会 計 管 理 者 笹生 いつ子
総務管理室長 今井 勝啓	監 査 委 員 増田 光俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 加藤 芳博 書 記 曾田 敦子

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

### ◎開会の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

暑いようでしたら上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、令和6年第6回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（青木悦子）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、秋山柳三議員、12番、鈴木辰也議員の両名を指名いたします。

### ◎会期の決定

#### ○議長（青木悦子）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る8月27日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 鈴木辰也委員長。はい、鈴木辰也委員長。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

#### ○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る8月27日午前10時から開催した議会運営委員会における、令和6年第6回鋸南町議会定例会の会期及び日程等の協議について、ご報告いたします。

今定例会の会期は、本日から13日までの11日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案11件及び報告3件が提出されております。

本日はこのあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めたのち、4名の一般質問を行い、散会といたします。

明日4日は、午前10時から会議を開き、議案の審査となりますが、議案第1号から議案第4号については、上程のうえ、説明、質疑、討論、採決までお願いします。

議案第5号から議案第11号までの水道事業会計未処分利益剰余金の処分、令和6年度補正予算及び令和5年度決算関係については、順次上程のうえ説明を受けるだけとし、報告第1号から報告第3号についての報告を受けた後、散会といたします。

なお、令和5年度決算に関わる審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されていることを、併せてご報告いたします。

5日から12日までの8日間は、議案調査のため休会といたします。

13日は午前10時から会議を開き、議案第5号の水道事業会計未処分利益剰余金の処分については決算審査特別委員会委員長から報告をいただき、討論の後、採決。

補正予算関係の議案第6号から議案第9号の質疑、討論、採決。続いて決算関係の議案第10号及び第11号について決算審査特別委員会委員長からそれぞれ報告をいただき、討論の後、採決をお願いしたいと考えております。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には中村基議員、竹田和明議員、笹生あすか議員、大塚昇議員の4名から通告がなされております。

先ほど申し上げたように、本日は、中村基議員、竹田和明議員、笹生あすか議員、大塚昇議員、4名の一般質問を行います。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内といたします。また、再質問は1問1答方式で、回数は定めないといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果をご報告申し上げるとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

## ○議長（青木悦子）

ただいまの議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は本日から13日までの11日間とし、一般質問については通告のあった議員が4名、質問時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答方式で、回数は定めないとのことです。

お諮りいたします。

ただいま申し上げた通り決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

## ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から13日までの11日間と決定致しました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（青木悦子）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された2件の陳情書を参考までに配布しました。

以上で、議長としての報告を終わります。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに、令和6年第6回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げます次第でございます。

本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、条例の制定1件、条例の一部改正が1件。千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議。人事案件が1件。水道事業会計未処分利益剰余金の処分。一般会計及び介護保険特別会計、鋸南病院事業会計、水道事業会計の各補正予算。令和5年度の全会計の決算の認定で、合わせて11議案と報告3件でございます。それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号は、鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、マイナンバー法等の一部改正に伴い、引用先の条例整備を行う改正をお願いをするものでございます。対象の条例は、鋸南町印鑑条例及び鋸南町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例でございます。

議案第2号は、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、マイナンバー法等の一部改正に伴いまして、被保険者証に係る事項等について、改正をお願いをするものでございます。

議案第3号は、鋸南町後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関

する協議についてでございますが、マイナンバー法等の一部改正に伴い、広域連合規約中の処理する事務に関する規定について、所要の改正が必要なことから関係地方公共団体と協議するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、令和6年12月31日をもちまして、人権擁護委員1名の方が退任をなされます。つきましては、新たな人権擁護委員候補者を、法務大臣へ推薦をするにあたり、議会の意見を聞くため、推薦議案として提出するものであります。

議案第5号は、令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、水道事業会計における未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第6号は、令和6年度鋸南町一般会計補正予算第2号についてでございますが、2億1,649万1千円を追加をし、補正後の総額を46億7,604万円にしようとするものでございます。

始めに、歳出の主なものをご説明申し上げます。

人件費全体では、職員数の異動等により712万7千円の減額補正となります。

総務費では、鋸南町総合計画の後期基本計画及び総合戦略策定業務委託1,280万円、国土強靱化、地域計画策定業務委託780万円。

民生費では、住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯給付金1,340万円、定額減税補足給付金2,266万円、介護保険特別会計繰出金1,707万4千円。

衛生費では、一般廃棄物処理施設整備事業負担金1,399万5千円の減額。

農林水産業費では、農地農業用施設修繕工事340万9千円、水産物供給基盤機能保全事業工事680万円。

商工費では、観光物産センター改修設計業務委託122万1千円。

土木費では、道路監視業務委託50万6千円、消防費では、消防施設修繕料77万6千円。

教育費では、中学校の施設修繕料193万3千円、諸支出金では、前年度繰越金の確定に伴い、財政調整基金へ1億3,700万5千円の積み立てをいたします。

次に歳入であります。歳出に充当する特定財源以外で、主なものでは、増額補正で、普通交付税が1億5,865万7千円、企業版ふるさと納税寄付金が50万円、介護保険特別会計繰入金941万4千円、前年度繰越金1億7,401万円、町債では、臨時財政対策債、発行可能額の確定に伴いまして、277万円の増額計上でございます。

減額補正では、財政調整基金繰入金1億5,317万1千円の減額、町債の中継処理施設整備事業債1,450万円の減額でございます。

また、歳入歳出予算補正のほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をお願いいたします。

議案第7号は、令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてでございますが、1億544万2千円を追加をし、補正後の総額を16億989万3千円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、歳出では、介護給付費準備基金積立金2,837万3千円、国県及び支払基金への償還金が6,635万7千円、一般会計へ返還のための繰出金941万5千円、歳入では、低所得者保険料軽減繰入金1,680万9千円、前年度繰越金8,771万4千円でございます。

議案第8号は、令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてでございますが、医療機器整備事業費の増額により、資本的収入及び支出、それぞれ210万円を追加をし、補正後の総額を2,803万円にしようとするものでございます。

議案第9号は、令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてでございますが、損害賠償金等の増により、収益的収入では、46万9千円を追加をし、補正後の総額を5億1,341万4千円に、収益的支出では、通信運搬費の増額により、17万3千円を追加をし、補正後の総額を4億9,471万4千円にしようとするものでございます。

議案第10号は、令和5年度鋸南町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の4つの会計の歳入歳出決算については、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第11号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算及び水道事業会計決算については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、報告第1号から第3号は、財政健全化法の規定により、健全化判断比率及び、企業会計の資金不足比率について、監査委員の意見書を添えて、報告をするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長及び会計管理者から説明をいたさせますので、よろしく、ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、AIオンデマンド交通実証運行事業について、ご報告申し上げます。

公共交通のあり方を検証するために、昨年10月から、AIを活用した予約配車等を行うオンデマンド交通実証運行を実施しておりましたが、本年9月末をもちまして運行期間を終了いたします。事業へのご理解ご協力をいただきましたこと、この場をお借りして御礼申し上げますとともに、利用状況やアンケート等を踏まえ、関係機関へ諮りながら今後の町の公共交通のあり方を、検討して参ります。

次に海水浴場の入込状況について、ご報告を申し上げます。

本年の海水浴場については、町内5ヶ所の全浜とも7月27日から8月18日までの23日間開設をいたしました。本年は、天候も良く、各浜とも海水浴客で賑わっていましたが、開設期間中、最後の週末には、台風の影響もあり、全体の入込客数は2万318人で令和5年と比較をしますと、10パーセント増の入込となりました。

海水浴場開設期間中は、安心安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例に基づき、安全に、かつ、安心して利用できる海水浴場確保のため、注意喚起等をさせていただいたと

ころでございますが、特に苦情や指導によるトラブルもなく、海水浴場の秩序は保たれたと聞いております。引き続き、安心安全な海水浴場を目指して参ります。

次に、きょなん地美恵イベントについてでございますが、今年度は、10月26日土曜日に佐久間ダムにて、ぼたん汁の提供やジビエ料理を味わえるジビエマルシェの開催を予定しておりますので、皆さまぜひご来場ください。

次に、総合防災訓練についてでございますが、本年も、防災対策監を中心に準備を進めておりまして、11月10日日曜日の実施を予定しております。地域住民、関係者の皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、敬老のお祝いについてでございますが、現在100歳以上の方は10名いらっしゃいまして、本年度100歳を迎えられる方6名には、内閣総理大臣からお祝い状と記念品が贈呈をされます。どうぞ健康にご留意されまして、いつまでもお元気でご長寿でありますよう、お祈り申し上げます。

次に、総合検診について、でございますが、本年度の検診も、医療機関での施設健診と、従来の集団検診の両方を予定をして、ご都合でどちらか選択をして受診頂けるようご案内しております。施設健診については、安房郡市内の各医療機関と契約をし、8月1日から実施しており、来年の1月31日までに受診下さるようお願いをいたします。集団検診については、10月2日から7日までの土曜日を除く5日間に、予約制で実施をいたします。

積極的な受診によりまして、ご自身の健康管理に対して関心を持っていただき、生活習慣病予防に取り組んで頂きますようお願いいたします。

続いて、教育委員会関係について申し上げます。

初めに、2024町民運動まつりについて、でございますが、10月20日に鋸南中学校を会場に予定しています。例年好評の玉入れや綱引きに加えまして、ボッチャ、モルック、グラウンドゴルフなどの軽スポーツも予定しております。皆さまのご参加を、お願いいたします。

次に、文化祭についてでございますが、サークル活動の成果の発表の場である展示の部は、11月2日と3日の両日に、中央公民館で開催をいたします。芸能の部は、3日に開催をいたします。皆さまの、ご来場をお願いをいたします。

最後に、教育の日についてでございますが、毎年、11月の第3土曜日を鋸南町教育の日と定めております。本年は、11月16日に鋸南中学校において、教育の日の行事を行います。第1部では、教育委員会表彰、見返り美人アートフェスタ表彰を行います。第2部では、小学6年生及び中学1年生、3年生が今年度学んできた総合学習の取組等を発表いたします。子どもたちの学習成果を見る良い機会でございますので、是非お越しいただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終了します。よろしくお願い申し上げます。以上であります。

申し訳ございませんが、2点ばかり修正をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第3号の後期高齢者医療広域連合規約のところでございますが、千葉県を鋸南町と私が表現をいたしましたので、千葉県ということでもあります。

それから2点目が、議案第7号の介護給付費準備基金積立金の2,831万をですね、2,837万円と読み違いでございますので、2,831万3千円ということでございますので、訂正をお願いいたしたいと思っております。以上であります。よろしく申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

町長から提案理由の説明並びに報告がありました。

報告事項ではありますが、何か確認したい点がありましたら挙手を願います。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了致します。

**◎一般質問**

**◎3番 中村 基**

**○議長（青木悦子）**

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、4名から通告がなされております。順次質問を許します。

中村基議員の質問を許します。質問席へ移動してください。

〔3番 中村 基 質問席につく〕

**○議長（青木悦子）**

3番、中村基議員。

〔ベルが鳴る〕

**○3番（中村基）**

河川の防止対策について質問いたします。

鋸南町総合計画の一つに、安心安全なまち作りを掲げています。

去る6月28日深夜、鋸南町に線状降水帯が走り、地滑り土砂災害、長狭街道の陥没及び佐久間川の氾濫が起きました。地滑り土砂災害、道路の陥没については、町県の速やかな対応で大半が原状回復し、一部は計画的復旧作業の段階に移行しました。

一方、佐久間川の氾濫については、冠水が田畑道路で、翌日には水が引き、見た目は元の状態に戻りました。川岸の崩落も1ヶ所ありましたが、1ヶ月後、県の応急対応がなされました。しかし、道路や土砂崩れに比べ、河川には抜本的な対策が施されておらず、極めて近い将来の集中豪雨に対して無防備な状態のままです。

今回は幸いにも、家屋への浸水は免れ、生命の危機にさらされずに済みましたが、流域の3ヶ所6家族の方々は、住居の際まで水が迫り来る中、どのような対応をすべきか迷いながら自宅にて不安な一夜を過ごしました。また、収穫前の田畑を耕作していた方々にも大きな痛手となり、短時間の雨量でこの状態では、今後いつ大規模災害に発展してもおかしくありません。

そこで、今回氾濫した佐久間川を下流から上流まで目視点検し、危険箇所を一覧化しました。その結果、佐久間川の氾濫は全体で14ヶ所、うち9割が中流域で起きていることがわかりました。さらに氾濫こそしませんでした。土砂が堆積して川底から川岸天場まで2m弱の余地しかない氾濫予備群が21ヶ所、総長2,200m、これは佐久間川全長の約3分の1相当になります。また、現在でも5ヶ所で漂流物、大木、竹枝が川を塞いでおり、流れを阻害しています。崩落寸前も鋸南富山インター高架橋下部の護岸等、佐久間方向の道路端のアスファルトと竹藪及び上佐久間コミセン手前の外野勝山線沿い対岸の3ヶ所で、早急な対応が必要であることもわかりました。

そこで、町民の暮らしと命を守るために、行政は次の3点を再発防止の観点で今後どのような方向性で考えておられるかお伺いします。

1、佐久間川中流域に堆積した土砂の撤去について、2、水位上昇時の住民への適切な対応のあり方について、これは全河川対象です。3、河川を良い状態で維持するための方策について、これも全河川対象です。以上、お願いします。

#### ○議長（青木悦子）

中村基議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

#### ○町長（白石治和）

中村基議員の一般質問に答弁いたします。河川の氾濫防止対策についてお答えをいたします。

去る6月28日の深夜から29日未明まで降り続いた雨は、元名浄水場の雨量計で、29日の午前1時からの1時間で時間雨量が63ミリを記録するなど、短時間で纏まった雨を降らせ、町内約20箇所土砂崩れなどが発生しました。

町では、地元区の皆様の協力を得ながら、29日の早朝から30日にかけて土砂崩れなどが発生をした町道の復旧作業を行い、中佐久間、市井原の2箇所を除く全ての町道の土砂を撤去をし、交通インフラを復旧をいたしました。

町内の河川につきましても、大雨の影響により、短時間で水位が上昇をしたため、佐久間川流域において越水があった旨の報告を受けたところでございます。

佐久間川、保田川、元名川は二級河川でございまして、千葉県管理の河川として安房土木事務所管理されております。当町を流れる河川は、予防的な改修が必要ないとの判断により、被災した箇所の災害復旧や、堆積土砂の撤去などの維持補修により今日まで維持管理がなされてきた経緯がございまして。

ご質問の1点目の、佐久間川中流域に堆積をした土砂の撤去についてであります。主要河川である佐久間川、保田川につきましても、管理者である安房土木事務所により、毎年、土砂の撤去を行っていただいております。

佐久間川の土砂撤去につきましても、主に和見橋から下流側で実施されておりますが、昨年度に実施をされた加知山踏切下の土砂につきましても、土砂の搬出が困難なことから、堆積していた土砂を敷き均すかたちで処理がなされたところであります。

保田川につきましては、天王橋から権現橋の間に土砂が堆積しやすいことから、毎年、同じ場所の土砂撤去を実施をさせていただいております。

河川に堆積をする土砂については、大雨により山から流れてきた土砂に、大小さまざまな石が含まれていることから、埋め立てによる再利用に適さないとされており、県で所有するストックヤードなどに搬出をされております。しかし、近年ではそのストックヤードも容量不足により、新たな土砂の受け入れ先の確保に困難をしているとのことでございます。

土砂撤去を実施をする箇所につきましては、土砂の堆積具合や重機による作業が可能かどうかによって、また、撤去する量につきましては、他市の河川を含めて、予算の範囲内で実施をされているため、管理者の判断に委ねられている実情がございます。

河川の土砂の撤去については、護岸などがある箇所では、深くまで土砂を取ってしまうと、川底が洗堀をされて、護岸の崩壊を招く危険性もあるために、慎重に場所や量が決定をされております。

ご質問の2点目の、水位上昇時の住民への適切な対応のあり方についてであります。大雨が降った際、河川に沿ってお住まいの方は、どのようにされれば良いか、不安なことと思います。

当町においては、水位が上昇してきた場合、安全な場所に避難をさせていただくよう、様々な媒体から状況を判断し避難指示等を行っております。

町の主要河川のうち、県水防計画に警戒基準が設定をされていますのは、佐久間川の1ヶ所のみです。また、設定されている数値は、水防団待機水位、氾濫注意水位及び氾濫危険水位で、それぞれが、市町村が発出する5段階の警戒レベルの1、2、4に相当します。したがって、氾濫危険水位においてレベル4の避難指示発令ということになります。

また町の河川は、比較的、延長も短く、流域面積も大きくないため、降雨の影響が直接出やすいと考えられます。そのため避難指示等を出す際は、降雨データを基に算定される気象庁の気象警報やキキクルの危険度判定も併せて参考としております。

さらに実際の発令にあたっては、避難行動の安全性も考慮をし、夜間等の視界の問題や、その時の降雨状況等を含めて総合的に判断をし、避難情報を発出するように努めております。

いずれにいたしましても、安全に避難をさせていただくためには、早めの伝達と余裕ある行動が重要であると考えておりますので、町民の皆様におかれましては、防災行政無線やメール、SNS等の避難情報への注意をお願いをしたいと存じます。

さらに、近年の温暖化に伴い、短時間に集中的に降る雨が増えており、河川の急激な水位の上昇により、避難を行う前に、一時的に道路等が冠水をしてしまう危険性もあります。

このような場合に、無理に避難をしようとして、側溝や陥没をした場所で転倒し、最悪亡くられる方がいらっしゃいます。

町の河川は、地形的に堤防から一気に水が溢れるような洪水にはなりにくく、かつ、海に近いことから、長期間水がその場に留まる危険性も少ないものと予想しております。

したがって、早期に避難ができなかった場合でも、無理をして戸外に避難するよりも、垂直避難をして、家の中の高い場所等に一時的に避難をしていただければ比較的安全かと思われまますので、併せて啓発をしていきたいと考えております。

なお、各地区等で、河川から水が溢れた場合の避難方向等によっては、土砂崩れや用水等に阻まれたりして、危険な状態に陥ることもあり得る訳であります。集落等でどのように避難をするか検討をする際には、ご要望いただければ、防災対策監等を派遣をいたしますのでご活用いただきたいと思います。

ご質問の3点目の、河川を良い状態で維持するための方策についてであります。河川の管理で一番重要であると考えられるのは、流れを阻害するような堆積物の撤去や老朽化した護岸の改修であると考えております。

川の流れを阻害する堆積物といたしましては、土砂以外にも土砂と一緒に山から流れてきた竹木などが挙げられますが、橋などに漂着をした流竹木を撤去するのは困難な場合がございます。可能な限り取り除き、川の流れを良くすることで水流を確保することが重要であると考えております。

雨が降らずに川の水が減ってくると、海へ繋がる砂浜の部分が閉塞することもございます。状況により砂を移動させ、河川の流れを確保することも重要であると考えております。

また、河岸に生えている竹木などが成長をし、水面に覆いかぶさっているなどした場合にも、大雨により水位が上昇した際などに漂流物が堆積をし、氾濫を招く可能性も考えられます。

河岸に生えている竹木を全て伐採をしてしまえば良いように考えられますが、自然河岸の崩壊を招く危険性があることから、河川法により規制をされているため、河川管理者に依頼をし、伐採を行ってもらうこととなります。

河川には、自然河岸の箇所と人工的にコンクリートブロックなどが積まれた護岸がございますが、過去に災害などにより被災をした箇所については、コンクリートブロックなどで補強された護岸になっていることがほとんどであります。

防災的観点から見れば、河川の全ての河岸を護岸にしてしまえば良いように思われますが、莫大な事業費がかかることとなります。また、景観的観点からは、自然河岸の河川が優れていると考えられております。

万が一、河岸が被災をしてしまった場合は、早急に二次災害防止の措置を取るような体制づくりを行うとともに、平時より、災害時を意識をした維持管理を行っていくことが大変重要なことであると考えております。

以上で、中村基議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

## ○議長（青木悦子）

中村基議員、再質問はありますか。中村議員。

### ○3番（中村基）

今後に向けた河川の改善について、応急対応、恒久対応の視点から再質問をします。なおこれは去る8月20日、中佐久間地区の住民、役員及び行政にも出席いただいた佐久間川氾濫意見交換会を踏まえた内容となります。

1、佐久間川中流域の土砂の撤去について質問します。今回、佐久間川が氾濫して保田川が氾濫しなかったのはなぜか。保田側も同様に、中流域まで目視確認して、両河川の比較をしました。その結果、蛇行回数、主流の合流回数とも、佐久間川は保田側の2倍あり、反乱にも影響しているとは思われますが、これは如何ともしがたい。解決すべき問題は、河川の状態の差であるということがわかりました。

佐久間川中流の上佐久間片山橋から中佐久間長井橋まで、片側擁壁はあるものの、反対側の土手及び川幅を覆う堆積した土砂に竹、雑木が密生しております。さらに、擁壁はあっても、上から草や竹に覆われている箇所が複数あり、実質的な川幅は、保田川の半分程度しかないこともわかりました。このことから、抜本的な対応として、堆積した土砂を撤去し、川底を下げ、流量の拡大を計画的に進めること及び河川を覆っている竹、雑木の早期除去が必要であると考えます。

お伺いします。現在、佐久間川下流の竜島地区を中心に毎年行っている県による浚渫が、今回の豪雨でも証明された通り効果を上げておりますので、今度は中流域で展開していただきたいのですが、行政はどのように考えますか。

### ○議長（青木悦子）

建設水道課長。

### ○建設水道課長（齋藤正樹）

先程の町長答弁でもありましたように、佐久間川の浚渫は近年では主に和見橋から下流域で実施されてきております。中流域の中佐久間地区においては、区長や中村議員そして地元関係者の方よりですね、今回の6月末の大雨や過去10年程でですね、何度か水位が上がり、止水したことにより農地が冠水して、作物への被害が出たことなどによる実態がですね、確認することができました。これまでですね、管理者であります千葉県には、下流域の土砂撤去を依頼してきておりましたけども、中流域はですね、下流域と違い川幅も狭く、また蛇行している箇所が多いことから、土砂の堆積がしやすくさらに堆積した土砂からですね、竹が繁茂しているなど川の流れを阻害し、本来の機能が損なわれている場所が多く見受けられます。

このことからですね、下流域と同様にですね、中流域後においても作業の必要性をですね、千葉県に要望してまいりたいと考えております。

### ○議長（青木悦子）

再質問ありますか。はい。中村議員。

### ○3番（中村基）

ありがとうございます。その浚渫なんですけど、現実的に中流域全てに一気に展開できるとは思いません。しかし豪雨はいつ襲ってくるかわからない。そこで、浚渫に先行して、まずは氾濫のあった7ヶ所、つまり下佐久間の長井橋から上佐久間の川久保橋まで

を繋いだ4キロ区間の川岸に覆いかぶさった竹、雑木の伐採に先行着手することで、仮に浚渫が遅れた場合でも、ある程度川幅の復元ができ、通水量の確保が見込め、氾濫抑制になると考えます。そのときの作業方法および県、町、住民との役割分担は、最後の質問のときに触れます。なお、浚渫が今年度あるいは次年度の早期に実施いただける場合は、この作業自体は必要ないと思います。行政の見解をお伺いします。

**○議長（青木悦子）**

はい。建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

先程のですね、質問に対する答弁と重複する部分がございますけども、千葉県にですね、要望いたします際には、浚渫と合わせてですね、竹木の伐採も要望させていただきま。当然ですね、浚渫と伐採がですね、同時に行われるのがベストではございますけれども、予算の都合もあり、なかなか難しいことと思われ。その際にはですね、まず優先順位の方ですね、お伝えした中でですね、対応していただくように要望していきたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。中村議員。

**○3番（中村基）**

ありがとうございます。その通りだと思います。優先順位を決めてやっていければと思います。

次に、浚渫した場合の土砂の搬出先です。県のストックヤードは現在オーバーフロー状態と聞いております。現に、先日の中佐久間道越地区の地滑り災害でも土砂の置き場がなかなか決まらず、地域の方々のご協力で田畑を提供していただき、ようやく工事を進めることができました。おそらく、浚渫の場合も受ける場所がネックとなり、進捗に支障をきたす可能性があります。

そこでこの教訓から、耕作放棄地を地主があるいは町がまとめて買い上げ、県に賃貸するという形で後押しをする。こういうスキームが作れないか。なおその際、農地転用が必要ならば、農業委員会と協議の上、農振除外も柔軟な対応ができるよう、町に動いていただきたいのですが、なお、これは佐久間川に限ることなく、全河川に共通です。行政の見解をお伺いします。

**○議長（青木悦子）**

はい。地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

お答えいたします。まず農地法におきましては、農地を現在及び将来における国民のため、また、かつ地域の貴重な資源と位置付けており農地を農地以外のものにするのを規制することにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、国民に対し、食料の安定供給の確保に資することを目的としております。その上でご質問の浚渫時のストックヤードの確保につきまして、土地取得が適当と判断された場合には事業実

施場所からの運搬距離、土地の形状、面積などを考慮した上で、実施主体、千葉県が必要な土地を取得することが原則であると考えており、町としましては土地所有者との連絡調整など、必要な協力を行ってまいります。

また農地転用の手続きですが、千葉県が実施する公共事業の用地として、千葉県が土地を取得する場合については、農地転用許可手続きの例外規定に該当するため、農地転用許可は不要となり、また、農用地区域に該当するか否かについては考慮はされません。しかし農地法の目的から考えますと、事業開始時期が明確ではない土地を転用し、農地でなくしてしまうことは望ましいことではないと認識をしております。

従いまして浚渫の時期や場所、それから土量等を把握した上で候補地の選定を行い町の農業委員会や県知事に対し、届出や申出を行うことで、県が土地を取得しなくても、浚渫土の置き場として事業の実施が可能となりますので、農地法を所管する立場から申し上げますとこのような運用が適当であると考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問ありますか。はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

わかりました。浚渫事業の場合、土地の取得は県が前提であると、こういうことですね。ですから町が賃貸するというあれは、県がまず取得するということが大前提であると、こういうことになりますね。

一方、答弁の最後のことなんですけど、これ私も調べてみました。このケースは、確認なんですけど、県が取得しなくても、地主の合意のもと、この管轄でいけば安房土木事務所と施工会社が公共事業の施行に伴う、廃土処理に係る農地転用の申出、農地復元しない前提で知事に許可を受け、浚渫工事都度、計画の届出をすれば、耕作放棄地もストックヤードとして活用可能だと。なおその際、町は候補土地の調査や地主と県との調整を担う。このように解釈してよろしいでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

今議員のご指摘の通りでございます。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。はい、中村議員。

**○3番（中村議員）**

その際ですね、地主が県に提供する場合ですね、これが賃貸という形は可能でしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい。地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

土地の契約については賃貸でも、有償無償問わずですね、様々な契約方法が考えられます。いずれにしても、土地の所有者と千葉県の契約となりますので、そこは相対で合

意をすることになるかと思えます。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

ありがとうございました。これで少し光が見えてきたのかなと思います。

二つ目の質問に移ります。水位上昇時の適切な対応について質問します。これは全河川対象です。

冒頭申し上げました通り、今回の氾濫のうち、住居が隣接したのは塚原部落の大橋橋、赤伏部落の赤伏橋及び中尾原部落の旧下川橋付近の方々でした。夜中の2時前後、迫り来る川水に、当事者にとっては情報が乏しく、孤立無援状態となりました。これはあってはならないことだと思います。そのことから雨量に基づく危険な地点の河川水位異常は早期に捉え、氾濫が予想される地点の方々にタイムリー、そして的確に指示を発する仕組みをつくる必要があると考えます。危険だから河川には行かないよというアナウンスだけでは不足だと思います。

まずは下流地点についてお伺いします。今回、和見橋水位計のデータを行政ではどのように把握していましたか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

和見橋データの当日の把握状況でございますけども、和見橋の推移データにつきましては県の水位計が設置されておりますので、千葉県防災ポータルサイトあるいは民間のですね、防災情報サイトから情報を得ておりました。

6月28日はですね、朝からの雨で一時的に60センチを超える水位でございましたが、昼以降は小雨になりまして午後10時ごろまでは水位が47センチまで低下をしておりました。午後11時以降はですね、雨が本格的に降り出しまして翌日午前0時から1時まで、18.5ミリの雨量がございまして、その後1時から2時までの時間雨量は63ミリを記録しております。これに伴いまして1時20分には氾濫注意水位1.8mを超えております。また3時40分には最大水位の2.53mに達した状況となっております。この段階では警戒レベル4相当の氾濫危険水位、避難指示のですね、目安の3mまであと47センチまで迫っていた状況でございました。その後、雨量の減少に伴いまして4時20分にはレベル2相当の氾濫注意水位になりまして、6時30分にはレベル1注意に相当しない、1mまで水位が減少していた状況でありました。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問ありますか。はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

警戒の基準は、水防団待機1.1m、氾濫注意1.8m、避難判断水位は未設定ながら、氾濫危険水位、これはいつ溢れてもおかしくない状態が3mと災害情報収集伝達計画の第3編第2部に定めてあります。

今回、午前2時より2時間もの間、氾濫危険水位3mにあと数十センチに迫っていた訳ですが、この時点での和見橋周辺住民を避難させるか、させないかも含めた対応判断までは、どのような動きだったのかを教えてください。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

当日はですね、水位情報それから気象庁発表の防災気象警報、またキキクルの危険度判定等を参考にですね、判断をしておりました。29日の午前0時55分にですね、大雨警報が発表されましたので、午前1時に防災メールとLINEでですね、周知をさせていただきました。文面にはですね、川沿いの地域では水かさに注意を呼びかけておったところがございます。その後ですね、雨が激しくなりまして、午前2時7分に土砂災害の警戒情報が発表されましたので、2時20分に防災無線、それから防災メール、LINEによりまして避難指示を発令しております。

また避難場所をですね、2ヶ所開設する旨の周知も併せてしたところがございます。なお文面には河川の増水がありますので、川には近づかないようにと呼びかけたところがございます。

当時洪水警報は発表されておらず、氾濫危険水位の3mにも達しておりませんでしたので、河川の状況から判断した避難指示は出してございませんでした。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問ありますか。中村議員。

**○3番（中村基）**

わかりました。今のお話だと、キキクルと水位データ等を参考にして判断する仕組みがあったと、こういうことで動いておられたわけですね。わかりました。ただ、住民の方々の中には不安に感じておられる方もおりますので、今度11月10日に防災訓練があるという話がありましたが、このときに水害も加えたり、町の考え方を丁寧に説明する機会を設けたりして、フォローしていただければなど、このように思います。

さて、今回は佐久間川の下流の和見橋では氾濫危険水位に接近したものの、幸い氾濫は起きておりません。逆に氾濫が起きていたのは、今までノーケアだった中流域でした。和見橋で異常値の時には、上流はパンクしている箇所があるということが今回の件でわかりました。このことから、危険が予想される中流域地点には、追加で水位計を県へ設置要請することが必要なんではないかと考えます。これは佐久間川に限らず全河川の危険地点も同様ですが、行政の見解はいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

佐久間川の水位計につきましては、現在下流域に設置されておりまして、近年ですね、予想だにしませんゲリラ的な豪雨などが発生した場合には、上中流域での状況把握というのはなかなか難しいと感じております。

今回ですね議員が調査されました結果なども踏まえまして、現状からですね、人的被害に繋がる恐れのある場所につきましては、水位計を設置するなどの対策も必要であると考えております。今後ですね、河川管理者の県と協議をしながらですね、設置につきましては要望していく方向で考えております。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

お願いします。しかし、現実的には複数地点の設置には、県が難色を示すことも考えられます。その場合、事前に情報提供しました簡易水位計、これは1台7万円弱で、データはリアルでウェブ入手し、共有化ができるシステムですが、これの不足箇所への町による設置許可を県に要請していただきたいのですが。なお、このシステムは類似の機種と比較検討することは必要と思います。行政の見解をお伺いします。

**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

簡易水位計のですね、設置を検討できないかということでございますけども、設置するに当たりましては県との協議も必要だと考えますし、町で設置することについても検討していく必要があるのではないかと考えております。ただし簡易水位計でございますので、こちらについては、なかなか警戒基準値等を設定することは難しいと思っております。簡易なものでありますので、警戒情報発令のですね、参考資料といたしまして、データを取得するものであると考えております。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。中村議員。

**○3番（中村基）**

そうですね。簡易水位計ですから、精度の問題ありますから、これをもって警戒基準値をきちっと決めるのはなかなか難しい問題があるかもしれません。ただこれをもってですね、あと気象情報を踏まえた中で、今回申し上げました中流域の方々にもシグナルを発していただきたいと思っております。なお、警戒基準値についてはですね、別途現在、保田側の権現橋の水位計についても設定していただきたいと、このように思います。

3、最後の質問になりますが、河川を良い状態で維持管理するためには、についてお伺いします。これも全河川対象です。

例年12月第1日曜日に、鋸南町内清掃運動の一環として、佐久間、勝山、保田地区では、地域の方々が河川の清掃を行い、川岸の竹藪や雑木の伐採、焼却による河川の点検維持を行ってきました。しかし、平成13年、廃棄物処理と清掃に関する法改正、伐採後の竹雑木の焼却が不可、いわゆる野焼きの禁止です。また漁業関係者からの海岸への漂流物に対する苦情もあり、河川清掃が一部の地域を除き、徐々に行われなくなりました。やってもしょうがね一やとなったんだと思います。

その結果、地域住民の河川管理の関わり方も希薄となり、下流以外は人も入らなくなり、今河川は手のつけられない状態になりつつあります。

そんな中、仮に堆積土砂を取り除いても、一時的な効果に過ぎず、継続に大切なことは日常の管理です。

本来の管理主管は、国交省と受託先の千葉県です。他責にしているのは、この問題は解決しません。そこで、良い状態の河川を維持するための河川一斉清掃、行政のリーダーシップのもと、全庁で再開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

### ○議長（青木悦子）

はい。建設水道課長。

### ○建設水道課長（齋藤正樹）

町では5月の第4土曜日にゴミゼロ運動、12月の第1日曜日に一斉清掃としてですね、町民全員による清掃活動を実施しております。

ご質問の河川清掃については、令和元年度までは、12月ですね、一斉清掃の際に掃除する場所のお願いといたしまして、河川の周辺、保田側や佐久間川、元名川など、それとですね、地区集会所など公共の場所、それとですね、自宅周辺などの場所をですね、清掃の場所としてお願いしておりました。しかしながら、その後ですね、新型コロナウイルス感染症がですね、大流行となったことから、令和2年度は中止、令和3年度からですね、再開をいたしましたけども、町民の方には密集を避けてですね、自宅周辺の清掃を推奨してきました。

新型コロナウイルス感染症もですね、昨年5月に5類移行して以降ですね、1年余りが経過しまして、感染症流行以前ですね、生活スタイルにだいぶ戻ってきていると感じております。

来年度からですね、従前のスタイルにですね、戻すことで、年度当初の4月に行われます行政委員会の会議の場でですね、またそういった活動の方をですね、再開していきたいということでお願いいたしまして、ご理解をいただきたいと考えております。

### ○議長（青木悦子）

はい、再質問ありますか。中村議員。

### ○3番（中村基）

ありがとうございます。そうですね。コロナは今までの生活様式を大きく変えました。良い面も悪い面もありますよね。やらなくてもよかったもの、こういうものを見直しもできました。でも一方、残さなければいけないものが消えてしまったこういう反面もあると思います。ただ、河川一斉清掃なんですけど、一旦中断しました。作業再開するにあたって、コストもかかることであり、町の財政面の影響と地域住民のモチベーションを維持するためにも、私はこれ毎回、町が県の委託を受けるスキームが必要なんじゃないかなと考えるんですね。本来は、これは、町は自主的にやってきたものであります。ただ、これは河川です。今まで住民は、河川は自分たちの生活の一部としてやってきた。しかしそこから5年離れて、これをもう一度再開するときに、やっぱり動機付けがしっかり必要だと思うんです。ですから本来は国、県が管理すべき仕事を住民が代行

して行くと、そういう意味からも、町が県の委託を受けるスキームが必要なんじゃないか、このように考えますが、行政の見解をお伺いします。

**○議長（青木悦子）**

はい。建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

基本的にはですね、河川管理者であります千葉県が実施すべきことではありますけども、県もですね、全て実施できるだけの予算がある訳ではございません。

ご質問のですね、委託形式につきましては、県もですね、予算の裏づけがないことには確かなことは言えないでしょうから、限られた予算の中でですね、効率的に実施できることは、どういったことができるのか、まずはですね、可能性も含めまして、県と協議を行っていくことが第一歩かと考えます。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問。はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

わかりました。それで今度作業方法なんですけど、過去の経験上、伐採収集した竹、雑木のですね、処分方法がネックとなってきますよね。50センチ相当に裁断して焼却処分場へ、河川から引き揚げ後、空きスペースに横積み、あるいはその両方の抱き合わせとする。そして作業主体はですね、住民の委託、業者へ委託、あるいは作業内容別に分担委託といった組み合わせ選択ができるようにして、また竹の裁断もですね、可能な限り裁断機、今町が1台持ってます。こういうものもフル活動させていただき、そうすることで、現場での作業を少しでも進めやすくするという方法をとれないでしょうか。ただ、今課長おっしゃられた、町も予算が、失礼、県も予算がある中で、どういうところで落としどころはどういうところかということになると思うんですが、やはり本線はどの形式であっても、必ず県からの委託料を伴うこと、それがね、額の多寡ではなくて、本来国交省と県が行うべき仕事、この立ち位置をですね、しっかりと認識していただいて、まずこれが出発点なんじゃないかなと、このように私は思います。行政の見解をお伺いします。

**○議長（青木悦子）**

はい。建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

そうですね。河川管理者、現在はですね、安房土木事務所の方が主体となってやっております。やはりですね、そちらの方でやっていただくのが主でございます。ただですね、そこもできません、できないことも多々あるかと思えます。地元としてもですね、地元の町としましても、その部分をいつまでも放置しておいていいのかということもあります。やるにあたってですね、どういったことができるか、また県と協力してですね、どういったことができるのか、やはりそういうことをやはり詰めていかしていただければと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問。はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

課長のおっしゃる通りですよ。だから前向きにやれるところを皆で協力してやってまいりましょう。

最後になります。保田川も氾濫こそなかったものの、決して安全な状態ではありません。天王橋から中橋上流付近にかけては土砂が堆積しており、桜川橋は佐久間川の大橋橋と支流合流地点の地形が酷似しており、危険です。さらに上流の川崎橋は、竹が川面に覆いかぶさっています。

このような鋸南町の河川の現状を、今回の氾濫も含めまして、県によく知っていただくために、町長、建設水道課で陳情していただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい。建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

管理者であります千葉県の安房土木事務所とはですね、毎年年度初めにですね、事業報告を受ける際に、町の河川の状況等をですね、ご説明した中で、作業の方をですね、お願いしております。それでもですね、やはり今回新たな被害の状況とかがですね、わかりましたので、改めてですね、町内ですね、河川の状況等ですね、説明をした中でですね、浚渫や竹木の伐採などをですね、要望に伺うことで考えております。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問。はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

これで私の質問は終わったんですが、最後に南房総地域各所で河川の管理には頭を痛めていると聞いております。しかし、まだ高いハードルはあるものの、今回申し上げました浚渫土砂の耕作放棄地活用、必要箇所への水位計の設置、河川の定期清掃、そしてまだ、これはまだスタートに立てませんけれども、県からの委託を明確にした河川管理ができれば、そうすればこの四つのスキームが鋸南町で実践できれば、南総地区にノウハウの水平展開ができて、当町はそのパイロットとなります。

河川を守るということは、明日の鋸南町を守るということ、そしてそれは即ち、国土を守るということになると思います。何卒、県に対して住民の不安をお伝えし、自らの問題と捉え、前向きに対応いただけるよう強く働きかけを行政にお願いしました。

私の一般質問を終わります。よろしく申し上げます。ありがとうございました

**○議長（青木悦子）**

以上で、中村基議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時30分といたします。

………… 休憩・ 午前 11 時 18 分 ………

………… 再開・ 午後 1 時 30 分 ………

◎一般質問

◎8番 竹田 和明

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

竹田和明議員の質問を許します。8番、竹田和明議員。

[ベルが鳴る]

○8番（竹田和明）

私は道の駅保田小の経済波及効果の推計値について質問を行います。

今年6月28日付の房日新聞に掲載された記事によりますと、道の駅保田小学校の経済波及効果の推計値ということで公表されておりました、その掲載された金額というのが約98億円ということになっております。これは平成26年から令和5年までの約10年間の経済波及効果の総額ということで試算されたものですが、地方創生拠点として大変な成果を上げているという記事になっております。誠に結構な内容になっていると思います。ただこの100億円の成果ということについては、本当にそんなに成果が上がっているのかという声も聞きますが、この一般質問で具体的にこういったことも確認をできればと考えております。

最初に申し上げたいことはですね、この経済波及効果の推計ということ、これに町が取り組んだということは大変素晴らしいことだと私自身は感じております。これまでの定例議会、令和4年の3月の定例議会では、この点は私もですね、道の駅保田小の経済波及効果の推計を行うべきではないかといった一般質問を行っておりますが、わざわざ高いコンサル費用をかけてまでですね、そのような推計値を出すことには意味がないというような答弁もありました。確かにその外部のコンサルを使うとですね、1回あたり数百万もの費用がかかると聞いておりますので、そこまで財政的な負担をするというのは大きすぎるということは理解できるんですけども、ただ事業の成否ということで言うと、客観的な成果の指標がないとですね、やっぱり町の仕事の成果っていうのを客観的に判断することがなかなか難しいと思います。人口が減り続けて町の財政も特段良くなっているということはない訳ですけども、皆がそういった漠然とした不安を感じている中で、本当にこれだけの効果があったのかどうかっていうところはやはり疑問に思うところです。

そのような状況ではあるんですけども、総務企画室の5人のメンバーが自らこの経済波及効果の検証に取り組もうとチャレンジされたということは、先程も言ったように大変画期的なことで、事業の計画段階から、本来であれば、保田小のですね、事業の計画の段階から、こういった検証が行われていれば、その経済波及効果がどのくらいなの

かもあらかじめ検討することができて、町民に対しても説明責任を果たすことができ、町民も納得して事業の推進を見守ることができたのではないかと感じるころもあります。ただその職員の人数に限られる中で、コンサルを介さずチームを作って独自に経済波及効果の分析を行ったという意欲と努力に敬意を表したいと思います。

この今回の100億円という推計値ですが、一見すると何か間違いではないかと、町民の多くが疑問に感じているということなのですが、これだけ巨額の経済波及効果があったのに、一般の町民にはどのようなメリットがもたらされたのか。上記経済効果の額約100億ということですが、町内人口で割り返すと1人当たり約140万ぐらいになるわけです。我々町民はこの140万の効果を感じられているのかってということなのですが、ほとんど感じていない人が多いのではないのでしょうか。

町民としてはいつどのような形でこの巨額の経済効果を享受できるのか、こういった疑問があるというふうに想像します。なぜこれだけの効果があったのに町民の生活が良くなるのか、健康保険の保険料であるとか、介護保険の保険料が高いままに据え置かれている現状もあります。町の財政ということでも、顕著の改善ということではありませんし、移住者が増えて、人口も増えていないということです。

記事では地方創生の拠点としての成果を上げておりましたが、これをやはり数字の検証をということですね、今回公表された訳ですけども、やはり公表するにあたってはですね、内容の検証ということが必要だと思いますので、今回の質問を行うということです。

今回その質問の構成ですけども、三つに分けて質問していきたいと思います。

まず推計に取り組んだその経緯、それと推計の具体的な方法と問題点、最後に今後この推計のノウハウどうやって活用していくのか、積極的活用方法について確認をしていきたいと思います。この3番目のどう活用していくかというところを重点を置いていきたいと思っています。

まず1点目の質問ですけども、今回、今までやっていなかったこの経済波及効果の推計を、なぜこのタイミングで行うこととしたのか、まずその目的等について質問したいと思います。

### ○議長（青木悦子）

竹田和明議員の質問について、町長から答弁をお願いします。

はい、白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

### ○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁をいたします。

道の駅保田小学校の経済波及効果の推計についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、なぜ、今回から経済波及効果の推計を行うこととしたのか。その経緯は、についてであります。道の駅保田小学校の経済波及効果については、以前からご質問いただいている事項であり、直近では昨年度の9月定例会におきまして、一般質問として、都市交流施設及び周辺整備事業等の社会資本投資結果を経済効果として数値化をし

て捉えてはどうか。また、ベースとなる波及効果を捉える仕組みづくりを実施してはどうか。また鋸南町においては、社会資本投資結果を適性に評価する指標に乏しく、町民に対する説得力に今一つ欠けているのではないかとのご質問をいただいた次第であります。

これまで、町といたしましても過去を評価をし、将来に向けた行動をとるための客観的な指標として、総合計画や総合戦略、地域再生計画におけるKPIの設定、PDCAサイクルによる効果検証を行って参りました。しかしながら、社会資本投資結果を適正に評価する指標が乏しいため、町民に対する説得力にも欠けていると感じており、経済波及効果として数値化して捉えることも一理あるとの答弁をさせていただきました。また千葉県ホームページには、経済波及効果を測定するための簡易分析ツールや、解説テキストなども用意をされておりまして、他の自治体の取り組み事例なども合わせて、調査研究をしていくことも同時にお答えした次第です。

目に見える形での効果検証を広く周知することの必要性を感じ、職員が自発的に経済波及効果の算出について取り組みを行ったところであります。

経済波及効果とは何か、というような基礎的な事項から学び始め、ある程度の知識を得たことから、令和5年11月に県統計課に赴き、経済波及効果の考え方から、推計を行う作業手順、算定に要する分類仕訳の仕方、産業連関表の入力方法などのレクチャーを受けました。その後、令和6年1月に経済効果研究チームを立ち上げ、勉強会を開催をし、共通認識を図ると共に、経済波及効果の実際の推計を行いました。なお、研究チームには将来も見据え、若手職員2名もメンバーに加えて構成をいたしました。このような経緯をもって推計を行った次第でございます。

ご質問の2点目の、町内の経済効果の推計は、また総生産額から町外からの移入分を差し引いて計算する。総生産額に占める町内の生産額を分析し、勘案しなければならない。推計にはこの自給率は勘案されているのかについてでございますが、今回推計された経済波及効果は、鋸南町の自給率は換算をされておりません。これは、千葉県の産業連関表を用いて作成をするため、物販等に関しましては、県外からの仕入れが辰野町物産展や能登半島地震支援の物販等、極めて少額であることから、物販等を千葉県内として換算をし、建設に関しては元請けが町内業者であることから、建設費及び物販等に関する全ての金額を需要増加額として換算をしております。

議員がおっしゃる自給率を換算しての需要増加額を算定するためには、指定管理者に多大な労力が生じるとともに、仮に自給率の換算がなされても、千葉県の産業連関表を用いて算定することが不可能となり、鋸南町独自の産業連関表の作成を行い、算定をしなければ、経済波及効果は算定されません。

独自に自給率の換算や鋸南町産業連関表の作成をすることは膨大な作業量になると聞いておりますし、コンサルタント会社に概算見積りをお伺いしたところ、約500万円の経費が生じるほか、算出期間が1年以上かかり、更に単年度の算定に限られるとの回答でございました。

これらのことから、県統計課やコンサルタント会社からのアドバイスを頂きながら、町職員が入手できるツールを用いて、現在できる範囲内で、経済波及効果の算定を行った次

第でございます。

ご質問の3点目の、建設工事及び施設売上に対して生じる生産誘発効果は総務省の産業連関表中のいずれかについてであります。今回算定に用いました産業連関表は、千葉県の産業連関表により算定をいたしました。総務省の産業連関表と分類項目は同様でありますので、保田小学校、幼稚園に分けてお答えをいたします。

前提といたしましては、建設は分類を71部門に仕訳をした体系表から選択しております。

まず、保田小学校の建設につきましては、建物改修工事を24番鉄筋コンクリート造学校で、外構工事を61番公園で算定を行いました。

周辺整備事業の附属幼稚園につきましては、建物改修工事を17番木造非住宅建築で、外構造成工事を61番公園で、バス待合所を25番鉄筋コンクリート造事務所で、わかを27番鉄骨造事務所で算定を行いました。

続いて、物販等に関しましては、前提として部門分類コード表における37部門で分類されます統合大分類にて仕分けを行いました。

保田小学校の里山食堂等をはじめとする飲食店5店舗のうち4店舗、宿泊、里の小湯及び幼稚園のカフェスタンドを67番対個人サービスで、保田小学校直売所の食品、酒類、飲食店の1店舗及び幼稚園のショップの20%を11番飲食料品で、保田小学校直売所の農産物、花き類については1番農林漁業で、保田小学校の直売所のグッズ及び幼稚園のショップの80%を39番その他の製造工業製品としております。なお、自動販売機、RVパーク、テナント使用料等は、69番分類不能で算定を行っております。

建設、物販等ともに、分類分けにつきましては、初めての試みであり、千葉県統計課と幾度かのデータ提出を行って検証をお願いをいたしまして、最終的に経済波及効果を導き出した次第であります。

ご質問の4点目の、今回町が独自に習得した経済波及効果分析のノウハウは、今後どのように活用していく意向かについてであります。経済波及効果の推計については、この経験を生かして、道の駅保田小学校及び附属幼稚園の算定は今後も継続して行っていく予定であります。ただし、今回の経済波及効果は開業から約9年間の建設に関する建設資本投資を含めての算定であるため、今後は物販等にしぼり、経済波及効果を算定することで、年度毎の効果を図る指標になると考えます。

このように、社会資本投資が千葉県に与える経済波及効果の数値化、見える化により、更なる物品販売等の呼び水になることも考えられる訳であります。また、経済波及効果の算出方法は、実績から捉えることにより、ある程度システム化されていると考えます。

職員への共通認識を図ることにより、他の事業の効果としても広く活用できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

竹田和明議員の質問について町長から答弁をいただきました。竹田和明議員、再質問はありませんか。はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

まず経済波及効果とは何かということなんですけれども、いきなりこの経済波及効果という言葉でそれが100億円だと言われても、なかなか一般には理解できないんだと思います。先ほど町長の答弁で、この経済波及効果ということについて、基礎的な事項から学び始めて、ある程度の知識を得たということでしたので、まずこの経済波及効果とは何かということについて質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

経済波及効果とは、ある産業に、今回、道の駅保田小学校、幼稚園建設しましたが、新たな需要が生じた時にですね、その需要を満たすため行われる生産は直接効果として表されます。またその需要が生じた産業だけではなくて、原材料等の取引を通じまして、関連する産業にも波及すると、そこが第1次波及効果と言われております。

またその生産活動の結果ですね、生じた雇用者所得は、消費の支出となりまして、また新たな需要を生んで、さらにそこに生産活動が波及すると、この部分が第二次波及効果と申すところでございます。その合計がですね、経済波及効果と言われているものでございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問ありますか。はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

実際の分析を行ったということなんですけれども、分析に要した時間であるとか、かかった費用というのはどういった、どのぐらいの費用になっているか、その辺についてまずお聞きしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

実際に分析を要しました時間と申しますか、まず公表までの時間ですが、作業の取りかかりから推計を終えるまでですね、約6ヶ月を要しました。実作業的にはおおむね7日から10日間程度だったと思っております。費用的にはですね、パソコン上のExcelの入力だとか、県とのやり取りなどメール通信費だとかコピー代など微々たるものだと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

今その経済波及効果ということについて、先程説明をいただきましたけれども、いわゆる最終的なその需要額、それとそれに付随する中間需要額っていうんですかね、その需要を満たすために別のその需要が発生して、それが1次2次3次と連続して発生していくと、そのトータルが経済波及効果だという説明だったと思います。

ただ経済波及効果の額について考えると、これはむしろ無駄遣いが多ければ多い程、経済波及効果の額も大きくなると、今の定義だと多分そういうことになるんだと思えますけれども、この点についてはどう考えられているでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

公共投資におきまして、無駄を省いて色んなことを考えていながら事業を実施していくということが基本になると思っておりますけれども、今回の推計はですね、おおもとが道の駅保田小学校、幼稚園におけます年間の売り上げからですね、求めたものでございまして、直売所それからテナントですね、あと指定管理者の直営の部分を含めたものでございますので、そちらについてはですね、売り上げ部分については無駄はないという考えでございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問ありますか。竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

無駄を省くとかってということじゃなくて、いわゆるこの経済波及効果という額の性質がですね、要するにかけた費用が大きくなればなるほど経済波及効果も大きくなる、そういう性質を持った数字だというふうに認識してるんですけど、その点はそういった理解でいいでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

一般論からすればですね、今回建設工事費も入っておりますので、そこで無駄な部分があればですね、議員がおっしゃるようなことも一理あると考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

だからその額の大きさということもあるんですけども、さっき課長が説明されたように、最終需要額があれば、それを生み出すために、また別の需要が生まれてそれが連続して発生すると、それを生産誘発係数という言葉を使ってるみたいですけど、その生産誘発がどのぐらい起こるかということにフォーカスして、経済効果というのを考えていくのがいいんじゃないかなというふうに思う訳ですが、そういったことが教科書には載ってるんですけど、その点についてはどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

議員おっしゃるようになりますね、経済波及効果の仕組みとしてはそのように、産業が37分類ありまして、そこから例えば農水産物であればですね、そこから色々な30ぐらいの

産業にですね、影響が波及しているというような仕組みとなっております。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問。竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

その上でですね、この町内自給率ということについて確認していきたいんですけども、先程の答弁の中で今回は自給率というのは反映していないんだということだったんですけども、投資額に対してこの自給率を反映しないとですね、結局町内で生じた効果と町外で生じた効果、全体としての効果は確か100億だったかもしれませんが、投資額に対して町内でどれだけの経済効果があったかっていうのは、この千葉県の産業連関表を使ったのではわからないと思うんですけども、この点についてはそういった認識でよろしいでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

今あるものでですね、経済波及効果を出すものですから、町については産業連関表がございません。全ての県内自給率100%として今回は算出をさせていただきます。ルール上ですね、全て県内で調達したと仮定した場合は100%ということになると思っております。

町の産業連関表を作るためには相当な労力が必要と伺っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

この産業連関表を作るっていうのは、総務省でも作ってますし、県だとか政令指定都市で作ってるんですけど、確かに相当な何百人も職員がそれに従事して、5年かけて作ると、5年毎に見直される性質のものをというふうに理解してますが、相当な大変な作業になると思います。ただ鋸南町に関して言うと、これは私見ですけども、一つの需要が生じた時にどういった産業に影響を及ぼすか、新たな需要を喚起するかっていうことについて言うと、ほとんど鋸南町の中には産業がありませんので、新たに生じる誘発される新しい需要っていうのは、ほとんどないんじゃないかなというふうに感じてます。そういった意味からは、この辺の調査っていうのは、ある程度主要な人にヒアリングをしたりですね、あとは県の産業連関表とですね、町の産業連関表を作るとした時に、産業のシェアで案分をすとかですね、といったことで、ある程度、想像推定ができるようなことになるんじゃないかと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

議員の考え方おっしゃる通りだと思っております。

これは今回ですね、県の産業連関表を使っていますので県内の産業というのは鋸南町に比べればですね、多種多様ということになると思っておりますし、町の中だけ見ればで

すね、その波及する産業については、数はそれよりも少ないということで思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい。竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

ちょっとしつこく質問してるのは何かっていうと、やはり今回の100億円全体としての経済波及効果のうち、町内にどれだけ経済効果があったかっていう、この数字はやっぱり今後ですね、何とか検証ができないかなというふうに思ってます、というのは、確かに年間80万のお客さんが来られているということなんですけれども、このお客さんが乗ってくる車もですね、高速道路を通ってくる訳ですけど、町内にお金がですね、需要額が経済波及効果としてもたらされてるかっていうと、乗ってる車にしてもメーカーは町外にある訳ですし、それからガソリンにしてもですね、これは輸入品ですし、ほとんど町内に波及する経済効果っていうのはですね、いくつかしかないと思うんですね。

主なものを想像してみると、農産物、青果の売上、直売所ですね、これは確かに町内で生産しているものがほとんどですし、それから施設で働いている人の賃金もですね、直接町の経済効果になってるんだと思います。

そこでですね、この辺の数字の検証ということなんですけれども、まずその施設の売り上げについて、これは指定管理をしますので、売り上げが立つのは全て指定管理者であるということからすると、町直接のですね、これ売り上げにはなっていない訳で、むしろその中間需要が生じてですね、農産品だとか、ないしはその賃金の支払いが生じて、それが経済的なメリットになっているというふうに思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

指定管理者の売上につきましては、特に直売所の売り上げが主なものでありまして、それに対して、直営のものもあるということでございまして、町内の生産者の売り上げに繋がる部分はあるためですね、経済効果は生じていると考えております。

またテナントもですね、町内業者が2店舗ありますけども、最低でもですね、2店舗分売り上げは経済効果が生じていると考えております。またその他、町内から調達している原材料等あればですね、その部分にも生じていると考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

確かにそういうですね、青果の農産物の売り上げであるとか、賃金であるとか、あとは町の事業者がやっているテナントの売り上げであるとか、ないしはテナントで使っている食材の供給であるとか、町内からの供給であるとか、いろいろあると思います。こ

れ今四つに分けて答弁いただきましたけれども、これらの数字が具体的にはトータルでいくらぐらいになっているのか、その辺についてお答えいただければと思います。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

お答えいたします。まず直売所での農産物など町内生産者及び町内事業者の令和5年度の売上額となりますが、1億5,657万3千円となります。それから町内の従業員の賃金としては約4千万円でございます。それからテナント等で提供されている町内で生産された農産物の生産額については、これは食材等の仕入れが店舗ごとに異なりますので町の方では把握はしておりません。それと最後の指定管理業者とのですね、協定に基づく利益の分配金でございますが、これは平成27年の開業から令和5年度までの累計で1,601万2千円でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

そうすると年間ですね、直売所と従業員の賃金で2億円ぐらいありますんで、10年間ということであれば約20億、それとその他にもテナントの売り上げであるとか、あぁいったことがあったのかなと思います。

この施設の売り上げに関する経済波及効果の他に、工事に伴う経済波及効果ということも書かれているんですが、この建設工事を委託した先というのは、これは全て町内のその事業者ということよろしいでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

全て元請が全て町内業者でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

その発注した金額のうちですね、大きな部分として資材の供給ということがあると思います。この資材の建設製造については、これは町内の事業主が製造しているというのは多分わずかだと思うので、おそらく大半がですね、町外の事業者ということになりますが、この辺の数字については何か把握はされてますでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

建設工事の発注費用における原材料費というような考え方だと思いますが、今のところは把握をしてございません。ただし設計書等からですね、抜き出して膨大な作業にな

りますが、請負比率を掛けてみて出すようなこともできるのではないかと考えております。

**○議長（青木悦子）**

竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

そうするとですね、多分この工事にしても、施設の売り上げにしても、町単独に生じる経済波及効果というのは、100億ということではなくて、かなり限定された数字になると思うんですけども、その辺の分析については、今後ですね、改善が図られていけば非常にわかりやすいのかなというふうに思います。

そういったことなんですけれども、町の今後ですね、町の取り組みについてなんですけれどもやはりこの経済波及効果の検証のノウハウというのは非常に有効だと思いますが、今後どのように活用していくつもりなのか、その辺について改めてお聞きしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

せっかくですね、今回いろいろ県に教わったりですね、様々なスキルをですね、職員も得られまして、今回推計方法などもですね、大体明らかになったということであります。

今後の事業投資結果を図る意味でも活用して参りたいと思っておりますし、新しい事業を行う場合などでもですね、ある程度ちょっと今回も道の駅の場合は売上を入れてありますので、大元が売上から出てますので、同じような施設を作るのであれば、少しこちら側の判断といいますかね、見込みで入れるしかないと思っておりますので、そのあたりちょっと難しい部分もあるのかなと思っております。

また今回のこのような出し方につきましても、職員で共有できるようにですね、検討してまいりたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

最初にちょっと質問しましたけれども、この経済波及効果って、投資額が大きくなればなるほど額は大きくなるという性質を持っていますので、その指標だけで判断するのは正しくないと思っております。むしろ一つの投資をしてですね、それが町内に波及して効果が生じるようなそういった投資がですね、投資であるとか、お金の使い方が言ってみたら、正しい使い方なんだと思います。その場合に一つの、だから、金額だけが大きければいいということではなくて、小さくてもですね、非常に経済波及効果の大きい課題というのは、総合計画にもいろいろ挙げられている訳ですので、そういった額が小さくてもですね、経済波及効果の大きい事業への積極的な取り組みというのをぜひ考えていてもらいたいと思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

議員おっしゃるように大きくても小さくても今後の波及効果につきましては、把握できればですね、いろいろな事業、今後の進め方等につきましてもいろんなことが考えていけるんだらうと思っております。ただ色々な施策がありますので、それをですね、今回の波及効果の算定式に当てはまることになかなか、どのようにしていったらいいのかというのは、施策に応じて考えていく必要があるのかなと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

例えばオンデマンド交通のですね、その評価、今これからやるということですけども、そういった時にですね、単なる収支だけで見ると、それは赤字ということになるのかもしれませんが、オンデマンド交通があることによってですね、鋸南病院の経営も改善されますし、町内のその商店でのですね、売り上げにも繋がると、そういった経済効果まで含めたですね、その評価っていうのをぜひ検討をしていってほしいと思います。

その他、笑楽の湯なんかの営業時間というのも、いろいろ答弁をいただけてますけれども、単にですね、営業の収支だけではなくて、あれが笑楽の湯がもう少し時間を延長して営業していることによる、その経済波及効果っていうのは、その笑楽の湯だけではなくてですね、その周辺にいろいろ効果を及ぼすと思うんですね。例えばそこに通う人が沢山増えてくれば周辺に飲食店であるとかですね、ないしは入浴に必要な物の販売だとかですね、そういったことも当然できるようになるでしょうし、そこに通うためのオンデマンド交通の需要なんかも増えてくるでしょうから、そういった総合的な取り組みをですね、していってほしいなと思っておりますが、この点はぜひよろしくお願い致します。

その他にも周辺市ではですね、当町と同じような取り組みをしていたりするので、そういった場合のですね、経済波及効果がどの程度、投資額に対してどのぐらい効果が生じているかっていうのは、周辺市とのその施策事業の成否を判断するときにもですね、有効な指標になると思うんですけども、その点についての何か今後の使い方ということについてはどう考えられてますでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

今回、道の駅を出してみまして近隣市でも競合するようなところも多くございます。他の市で経済効果を出しているのかといえば、出していないところが多いのかなと思っておりますので、これはですね、自らの部分をいろいろ検討していくということもありますし、全国を見渡せば、同じようにやってるところもあるかもしれませんので、いろいろな施

策事業につきましてですね、情報を得るようなことをしていきたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい。竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

そういう意味で当町が一番先頭を走ってですね、検証を行ったということで、繰り返しですけど画期的だと思っております。やはり当町の置かれた財政状況であるとか、過疎化の進展であるとか、そういうことを考えると、やはり何らかの打開策といいますか、その一つの方策になるのではないかというふうに期待をしていますので、ぜひ取り組んでいてもらいたいと思っております。

最後ですけれども、やはりこの検証を精度を高めるためには、町独自にどれだけその経済波及効果があるか、これを算出するというのが肝になってくると思うんですけれども、そういったすごく時間も手間もかかるっていう話でしたけれども、例えば外部にですね、ここの部分だけ外部、例えば地域おこし協力隊の皆さんとかに協力を依頼してですね、何かそういったヒアリングであるとか、経済波及効果がどの程度生じるかっていう調査を、何か頼むっていうようなことはですね、考えられないのか、その辺について最後お聞きしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

議員おっしゃることもですね、共感する部分はございます。

今回町の産業連関表を作成できればですね、推計は可能であります。準備として国県では先程申し上げておりましたが、5年ぐらいかかっているということで膨大な作業であると聞いております。また県では独自で統計調査などを行いまして、県民経済調査だとか、いろんな調査をやっているという部分がございます。

相当困難を極めるのですが、住民、町の経済波及効果というのは私どももそうですし、議員もそうですし、住民の方が求められているところはそこなかなと私も思っております。なかなかですね、その部分を出すのは難しいんですけども、住民の求めていることに対して我々はどのように追及して、それに答えていくのかというような気持ちにつきましては、大変大事なことだと思っておりますので、時間はかかるかもしれませんが、町内の波及効果につきましては、研究をですね、していきたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

期待しておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

**○議長（青木悦子）**

以上で竹田和明議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします。

………… 休憩・ 午後 2時18分 ………  
………… 再開・ 午後 2時30分 ………

◎一般質問

◎6番 笹生 あすか

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

笹生あすか議員の質問を許します。6番、笹生あすか議員。

【ベルが鳴る】

○6番（笹生あすか）

私からは、鋸南地区環境衛生組合とゴミ処理事業について、広報情報発信についての2件の質問をします。

1件目、鋸南地区環境衛生組合とゴミ処理事業についてです。令和9年4月の富津市に建設中の新ゴミ処理施設の供用開始に向けて、6市1町で協議を進めているところですが、組合解散後の鋸南地区環境衛生組合の職員について、鋸南町職員か南房総市職員、どちらかを選ぶということは聞いているけれど、給与面などの待遇等どうなるかわからないなどと不安な声が寄せられています。また、中継施設についてや、可燃物以外の収集方法やゴミ処理について、今後どのようにしていくのか、町民からの問い合わせも増えています。そこで5点質問します。

1点目、安房地域のゴミ処理事業の現状はどうか。2点目、第2期君津広域廃棄物処理事業の進捗状況はどうか。3点目、鋸南地区環境衛生組合の解散までのプロセスはどうなっているか。4点目、今後の可燃物以外のゴミ処理についてどのように検討されているか。5点目、鋸南地区環境衛生組合職員と待遇等について交渉が必要だと考えるかどうか。

続いて2件目の広報情報発信についてです。鋸南町は広報情報発信に課題があると言われていています。以前に比べ、LINE、旧ツイッターであるX、インスタグラム、Facebookなど複数のSNSの運用もされていますし、町報きよなん等の広報誌は以前より読みやすくなったなどの声も届いており、職員の皆さんの努力の成果も見られています。しかし、防災安心メールと連動した際のX、こちら旧ツイッターですが、一度に140文字までしか投稿できないシステムのため、文章の途中で途切れたままで、情報発信として不十分です。また、イベント等やっていたのを知らなかったという声も多く、周知が足りず、特に町民の参加者も少ないという現状は続いています。そこで3点質問します。

1点目、町は広報情報発信の課題についてどう認識しているか、2点目ホームページのリニューアルについて、進捗状況はどうか。3点目、以前のように、防災行政無線で

もイベント等の発信をしてほしいという声が多いがどうか。以上で1点目、1回目の質問は終わります。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁をお願いいたします。白石治和町長。

〔町長 白石 治和 登壇〕

**○町長（白石治和）**

笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。

鋸南地区環境衛生組合とごみ処理事業についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、安房地域のごみ処理事業の現状はどうかについてでございますが、安房地域のごみ処理の現状といたしましては、まず、当町と南房総市の旧富山町、旧富浦町、旧三芳村の区域を内房地区として、鋸南地区環境衛生組合が収集をし、大谷クリーンセンターにて、直営で処理が行われております。

次に、南房総市の旧白浜町、旧千倉町、旧丸山町、旧和田町の区域を外房地区として、南房総市直営及び民間委託により収集が行われておりますが、南房総市独自の処理施設がないことから、民間委託にて処理が行われております。

次に、鴨川市につきましては、鴨川市直営及び民間委託により収集が行われておりますが、鴨川市独自の処理施設であった鴨川清掃センターの稼働を令和4年8月で停止をし、9月より一般廃棄物中継施設クリーンステーション鴨川に搬入をして、民間委託により処理が行われております。

最後に、館山市につきましては、民間委託により収集が行われ、館山市独自の処理施設である館山市清掃センターにて、直営で処理が行われております。これらのことから、安房地域では、中間処理施設として、鋸南地区環境衛生組合の大谷クリーンセンターと、館山市清掃センターが現在も稼働をしており、その他の地域では、民間委託により処理が行われていることとなります。

最終処分場につきましては、鋸南地区環境衛生組合の青木山一般廃棄物最終処分場、館山市一般廃棄物最終処分場、天津小湊一般廃棄物最終処分場、千倉一般廃棄物最終処分場が埋め立て処理を行っております。

ご質問の2点目の、第2期君津広域廃棄物処理事業の進捗状況はどうかについてでございますが、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町の6市1町では、令和9年4月からの新施設供用開始に向けて、富津市の新富地区で広域廃棄物処理施設の建設を進めているところでございます。

工事の進捗状況についてでございますが、令和5年9月より準備工事として実施をしていた、上水及び工事用水の引き込み工事は完了をし、本年2月より土木建築工事に着手をしております。工事は、本年4月に基礎杭等の打設が終わり、6月より基礎コンクリートの打設工事を中心とした工事が進められているところでありまして、令和7年2月頃からはプラント工事に着手する予定となっております。

広域廃棄物処理事業につきましては、PFI事業者である株式会社上総安房クリーンシステムにより進められております。

次に、関連施設として、南房総市と共同で南房総市検儀谷地区に建設を進めている、中継施設についてでございますが、南房総市及び鋸南町で収集された全てのごみは、一度、中継施設に搬入をされます。そのうちの可燃ごみについては、大型車に積み替えられた後に、富津市の広域廃棄物処理施設に運搬をして処理が行われることとなります。

現在は、建設予定地の土地造成工事が行われており、年度内に施設整備及び運営を行う事業者が決定をする予定となっております。

ご質問の3点目の、鋸南地区環境衛生組合の解散までのプロセスはどうなっているかについてでございますが、鋸南地区環境衛生組合の解散に向けた取り組みについては、令和4年3月1日に南房総市と鋸南町の間で締結をされた鋸南地区環境衛生組合の運営に関する覚書に基づき、事務処理が進められているところでございます。

鋸南地区環境衛生組合は、し尿処理、ごみ処理を広域的に行う目的で組織された一部事務組合でございますので、構成市町が行う事業の進捗に合わせて、段階的に市町に事務の権能を返還をし、共同処理事務を構成市町に全て返還した段階で組合は解散となります。

し尿処理に関する事務につきましては、収集業務として、生し尿は組合直営、浄化槽汚泥は許可業者により、令和9年3月末まで行われることとなります。し尿処理施設については、本年1月に南房総市水処理センターでの処理が始まったことから、堤ヶ谷クリーンセンターでの処理は終了をし、現在では施設の解体工事中でございます。

ごみ処理に関する事務につきましては、鋸南地区環境衛生組合で引き続き令和9年3月末まで行い、その後は、第2期君津地域広域廃棄物処理施設及び中継施設での供用が開始され、大谷クリーンセンターに残留する廃棄物の処理が完了をした後、業務を終了する予定となっております。

令和9年3月末に鋸南地区環境衛生組合は解散となる予定で、覚書に基づいて、構成市町で必要な土地の取得や、必要のない施設の取り壊しを進めております。また、解散後に処理をする決算等の事務処理は、事務員を引き継ぐ市町が行う方向で調整をしております。解散後に残る財産の取り扱いとして、所在をする市町に帰属をすることで調整しており、堤ヶ谷クリーンセンターの事務所及び車庫棟につきましては、当町が所管する予定となります。

解散後に残る施設の方針としては、大谷クリーンセンターは、南房総市で解体されるまでの間、施設の管理、解体に要する経費を、当町も応分の負担が必要になるものと考えられます。青木山最終処分場については、土地取得は、鋸南地区環境衛生組合で行い、施設の廃止及び整地については、南房総市で行う予定で調整しております。

施設の廃止については、千葉県と協議し、施設廃止基準に適合するまで、2年以上の管理を行う必要があります。施設廃止後に土地を整地する事になり、全ての業務が終了するのは令和12年以降になると考えられます。費用負担についても、大谷クリーンセンターと同様に、応分の負担が必要になるものと考えられます。

ご質問の4点目の、今後の可燃物以外のごみ処理について、どのように検討されているかについてでございますが、可燃物以外のごみといたしましては、不燃ごみ、資源ごみが挙げられますが、これらにつきましても、中継施設に収集され、処理が行われることとなり

ます。一時保管が必要なことから、中継施設に資源ごみのストックヤードが併設をされる予定となっております。

可燃物以外のごみの処理方法を決定する前段階として、住民の方からごみを出していただく際の分別方法を定める必要がございますが、内房地区、外房地区で分別方法が異なっている部分もあることから、現在、ごみの分別方法について統一化を図るため、当町、南房総市、鋸南地区環境衛生組合の職員で構成する分科会を立ち上げて検討を行っているところでございます。

ご質問の5点目の、鋸南地区環境衛生組合職員と待遇面等について交渉が必要だと考えるかどうかについてでございますが、鋸南地区環境衛生組合職員については、組合解散後、継続をして雇用を希望する職員については、鋸南町あるいは南房総市で採用する予定となっております。給与等については、現行の鋸南地区環境衛生組合と、受入団体となる当町及び南房総市の給与制度の内容が異なりますので、各団体の制度内容を踏まえ、当町及び南房総市の双方で検討を進めています。必要に応じ調整を要する事項については、各団体と協議を行いながら、丁寧に検討を進めていきます。

また組合職員との交渉については、直接の交渉先は鋸南地区環境衛生組合となりますが、受け入れ先となる当町において、任用をする職員の給与制度などを提示できる段階になりましたら説明をし、協議を踏まえた中で適切に対応をして参ります。

ご質問の2点目の、広報情報発信についてお答えいたします。

ご質問の1点目、町は、広報の課題について、どう認識しているかについてでございますが、鋸南町における情報発信は、課題が多いとの声は各方面より、ご指摘を頂いていることは認識しております。議員より過去にも情報発信の一般質問を3回頂いていることも認識しており、少しずつではありますが、改善の方策を重ねております。

鋸南町は高齢化が進んでおり、情報の伝達は、紙媒体による伝達が最も効果的な手段であり、町報きよなん、お知らせ版において、行事等の日時、または出来事などをわかりやすくお伝えすることが重要と考えております。そのため、紙面の割り振りなどには工夫を凝らすよう努力をしているところでございます。

一方、ホームページにつきましては、目的の情報にたどり着きづらい、魅力の発信に乏しい、情報のリンクを充実させてほしいなどの声が聞かれております。また、スマートフォンからの閲覧者が6割を超えていることから、現在のホームページはパソコンでの閲覧の方が見やすい仕様となっているため、見づらさを感じる人もいと認識をしております。いずれにいたしましても、情報発信についてはデジタル技術の進展により、ツールにおいても日々進歩しております。

情報は受け取る側のニーズに答えて取り組んでいかなければ、発信側の一方通行となりかねないため、閲覧者が有益な情報が得られない事態に陥ってしまいます。情報発信の課題については、日々発生し、日々解決を行う必要があるものと認識をしております。

ご質問の2点目の、ホームページリニューアルの進捗状況はどうかについてでございますが、ホームページのリニューアルにつきましては、令和6年6月から、DX推進に係るプロジェクトチームを中心に検討を重ねております。課題の抽出においては、「トップ

ページに情報量が多すぎて、目的まで辿り着きづらい」、「カテゴリの設定がよくなく情報が探しにくい」、「申請書等のダウンロードの充実が必要」、「子育て支援や農業支援の情報が乏しい」、などの意見が出されました。

課題の解決の方針として、トップページに町の魅力を伝える画像を大きく表示し、全体のレイアウトをシンプルにする。メインカテゴリを見直すことにより、情報を探しやすいとする。観光情報、子育て支援情報など特化した情報については、サブサイトで紹介し、わかりやすくする。スマートフォンでの見やすさを重視する。といった方針で進めております。7月には掲載承認者の室長を対象に、メインカテゴリの見直しに伴う関連情報の紐づけの方針、公開ページの見直し作業に関する説明会を開催しております。

進捗といたしましては、トップページデザインについては完了しており、今月下旬にはセカンドページ、関連ページの確定を行う予定となっております。その後、保守業者における移行作業に入り問題が発生をした場合には、その都度対処する予定となっております。その作業を経て、1月上旬にリニューアルしたホームページの操作説明会を開催し、1月末に公開を予定しております。

ホームページは、くらしや防災など住民向けの情報はもとより、観光やイベント、移住者向け情報など、行政からの重要な情報発信手段であり、町の顔となるものと認識をしておりますので、充実したより良いものを作り上げたいと考えております。

ご質問の3点目、以前のように防災行政無線でもイベント等の発信をしてほしいとの声が多いがどうかについてであります。現在は、放送の内容について、防災情報、水道の漏水事故等、緊急性の高いもの、交通安全や火災予防など広く周知する必要があるものなど、必要最低限と判断したものを限定的に行っております。これは、総務省の例示で、防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とされていること、以前から緊急性のない音声放送に苦情があったこと、などが理由であります。

防災行政無線でのイベント等の発信について、お声が多いことは、大変心苦しくありますが、現状の体制にご理解頂きますようお願いをいたしたいと思っております。それ以外の情報発信手段であります、ホームページやSNS、町報については、今後も、見やすさ、わかりやすさを研究をし、必要な方に必要な情報が届くよう、今後も研鑽を行って参ります。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いたします。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員、再質問はありますか。はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

それでは1件目から再質問をします。

南房総市では中継施設建設と運営にかかる費用の増額について、今定例会で計上されていると聞きます。鋸南町の負担金は元はいくらで、今回の仕様変更により、どのぐらい増える予定でしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

まず当初のですね、全体事業費につきましては、施設の建設費として35億5,360万5千円、令和9年度からの20年間の運営費としまして、32億5,940万8千円を見込んでおりました。こちらについてはですね、昨年11月のですね、議員全員協議会の方で資料の方は提出しております。

施設建設費のですね、負担割合は人口割で算出しまして、当町の負担割合はですね、約17%となりまして、約6億400万円、これはですね、交付金の充当を見込む前の金額でございます。運営費のですね、負担割合は均等割10%、それと前々年度の処理量割90%で算出しまして、当町の割合はですね、約20%となりまして、約6億5千万円、これはですね、手数料等の収入を見込む前の金額でございます。これが当初の見込みでございます。それで実際にはですね施設建設費では交付金を、運営費では手数料等を控除しますので、実際の負担はもう少し減るものとなります。

次にですね、今回の変更により施設の建設費につきましては13億9,002万6千円、運営費については3億3,270万8千円のそれぞれ増となり、当町の負担はですね、施設の建設費で約2億3,630万円、運営費で約6,654万円、それぞれ増えると見込まれております。こちらの変更により増える金額につきましても、交付金や手数料等控除する前の金額ですので、実際にはもう少し負担金額は減ることとなります。以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。はい。笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

中継施設でこれだけかかって、今建設中の富津市の新処理施設もかなり、まだ正確な金額が出てきてないので、今回質問には入れませんでしたけれども、今後、今、いろんな協議をしているということで、今後また数字が出てくるかと思うんですが、それも世間一般、今物価高騰してるっていうものもあるでしょうし、業者が見つからないとかいろんな事情があると思うんですけれども、かなり金額が上がってきているので、ちょっとそれも私が考えたところで何か下がる方策が出るかってなかなかないんですけれども、何かそういう金額がやっぱりかかっていることを、やっぱり知らせていかなくはないかなと思います。

ゴミの分別方法について現在鋸南含めた内房地区、あとは外房エリアの地区の異なる分別方法っていうのは、具体的にはどのように異なっているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

ゴミの分別方法のですね、異なる具体的なものといたしましては、プラスチックの分別になります。内房地区ではですね、プラスチックは可燃ゴミとして収集されております。大谷クリーンセンターで焼却処理されておりますけれども、外房地区ではですね、可燃ゴミとは別に分別されて収集が行われております。

外房地区で分別されているプラスチックは白色トレイ、袋類、カップ麺の容器などのですね、プラスチック製容器包装、それとですね、バケツや長靴、ポリタンク、ビニールホースなどのですね、その他プラスチックとなります。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問ありますか。はい、あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

最初知らなかった時、Uターンして戻ってきた時に、外房エリアの人から、鋸南は燃してるの、なんて言われたんですけども、なんか結構差があるということで、鋸南の中でもスーパーとかドラッグストアとか回収してくれるところがあるので、分別している方も多いかとは思いますが、このようなその分別方法の、異なる分別方法の統一の決定はいつ頃になるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

分別方法についてはですね、現在協議を行っているところでございまして、統一はですね、決定され次第、広報等で町民の皆様にお知らせをさせていただきたいと思えます。なおですね、町民の皆様が分別方法等を含めゴミの出し方にですね、迷うことがないように、令和9年4月の広域化事業が開始される前までにですね、分別等の移行期間を設けることも現在検討しているところでございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問。はい。笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

令和9年、まだ先かなって思っていたら、気づいたらもう2年半ぐらいということなので、ぜひ決まり次第早めにわかればいくら広報してもしたりないぐらい広まるのってなかなか難しいので、ぜひ分かり次第お知らせいただければと思います。

組合の職員の解散後の雇用について、現在対象となる組合職員は何名いらっしゃるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

22名と聞いております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

現業と言われる職種の職員の方々が、結構高齢化というか新規の採用がなくて、ここまで来て、結構高齢化していて、やっぱり力仕事なので、もう大変だっていう声も聞いているんですね。それで職員の給与に関してはまだはっきりと決まってないという答弁

だったんですけれども、労働組合というものが鋸南地区環境衛生組合にもありまして、そこの団体交渉はいつ頃実施する予定なのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

先程の町長からの答弁いたしましたけども、給与等につきましては、南房総市と鋸南町で検討を進めて参りたいと思っておりますが、職員組合との交渉につきましては直接交渉先は鋸南地区環境衛生組合でございます。受け入れ先となる当町において任用する職員の給与制度などを提示できる段階になりましたら、説明しまして、三者でですね、今後協議を踏まえた中で適切に対応して参りたいと思っております。時期につきましては現段階では決まっておりません。

**○議長（青木悦子）**

はい。笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

お話し合いしていただけると、交渉していただけると言うんですけれども、職員の給与や処遇に関して労働組合と団体交渉をせずに町や市が一方的に決めた場合は、労働組合法第7条の不当労働行為の禁止に抵触して違法行為になるっていうところもあるので、職員の方々の不安もあると思うので、なるべく早く交渉できるような環境を町としてもサポートしていただければと思います。

また町の考えはまだ分かりませんが、私はぜひ正職員として直接雇用をして欲しいと思っています。やはり民間委託はどんどん高額になりますし、あともその民間委託した先が倒産したら大変なことになります。また5年前の台風災害でも直接雇用の職員だったからこそ、柔軟に対応できたってことを各方面から聞いていますので、今後も災害は必ず起こります。なので備える意味でも、ぜひ正職員として直接雇用をしてほしいと考えますが、どうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

議員のおっしゃることは、こちらですね、認識をしておりますので、それらを踏まえた中でですね、協議を進めて参りたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

ぜひ前向きに検討してください。

それでは2件目の再質問に移りたいと思います。DX推進に係るプロジェクトチームのメンバーはどのような構成になっているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

プロジェクトチームのメンバー構成ですが、6課12室の各室よりですね、1名ずつを選抜しまして、若手職員12名で構成されてございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

若手職員12名ということなんですけれども、その中でいろいろなご意見出てると思うんですが、その中で、答弁の中でもある程度プランがあって、来年の1月頃に移行したものを新しく見せてもらえるってことなんですけど、そのやる前に、例えば議員とか誰か、それからランダムに抽出した町民でも客観的に見てもらって、このホームページどうかなってというような意見の、そういう徴収する、広聴する場みたいなものは考えていないのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

そのようなことも必要だと思っておりますので、検討を進めて参りたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

すごく沢山の時間とお金をかけてやるものですし、見る人っていうのはフランクな立場でそういうホームページを見てと思うので、ぜひ、なるべく普段ホームページを利用するような人からの意見を取り入れていただきたいと思います。

特に災害時の、先程私も言いましたけど、X、T w i t t e rの運用について早急に見直しが必要だと考えています。連動して防災安心メールと町の公式L I N Eと、あとXが今連動して放送も連動して同じ文章が流れ、防災安心メールはちょっと長い、長いもっと詳しい内容が出てくるんですけれども、L I N EとXはほぼほぼ同じなんですけど、その140文字しか乗らないということで、もう連動しちゃうと途中で切れちゃって、続きが入る訳でもなく、そのまんま発信の途中半端な発信で終わっているっていう状況なんです。なので早急に見直しが必要って、連動させるのにXをもし連動させるんだったらば、文章をもうちょっと短くする必要もあるし、あとシステムが、自治体の方がそのX社の方に申し入れれば、その長文を無償で入れられるってシステムがあるとも聞いているので、そういうものを検討するとか早急に見直しが必要と考えますけれども、どうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

ご質問のあったXの文字切れの件でございますけども、現在防災行政無線からの発信については、音声放送用の文面と、文字送信用の文面の2種類を設定できて、それを作

成してございます。音声放送についてはすぐに聞き取りやすく理解しやすいように、短めに努めて書いておりますけども、文字送信用はですね、防災対策監のいろんな知見の中から読み直しもできるということで、状況をですね、正しく理解していただくためにですね、ちょっと長めの長文の方になってございます。

文字の送信については、防災メール、LINE、Xと連動するようになっておりますけども、Xの文字数の制限に合わせて内容を削除してしまいますと、伝えたいことがなかなか伝えられなくなるという危険性もございますので、できるだけメールを簡潔にですね、お伝えできるように努めてまいります。

具体的には防災行政無線用のシステムからではなくて、例えばXだけは他のシステムから入力するだとか、文字数の制限にですね、合わせてちょっと検討を進めている状況でございます。あとX社に対する対応につきましても、今後ですね、いろいろ調べてどのような対応していただけるのかわかりませんが、協議を進めて参りたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

私個人的にはX、先程課長も仰ってましたけど、Xだけ別にして簡潔に、もう本当に避難所開設しましたとか、そういう140文字以内でぱっと見てわかるような内容がもし職員の対応が大変だとは思いますが、可能ならば、そういうふうに対応してもらえるのが一番ベストだと思っています。私防災安心メールいつも防災対策監のメール、確かに長いんですけども、すごく学びになるんですね、なるほどって思える内容なので、ちょっと文章が長い読むのは大変な人もいらっしゃるかと思うんですけど、すごく参考になるので、すごくいい取り組みだと思っています。なので、それがせっかくいい取り組みをしているのに途中で切れてしまって、中途半端で鋸南町、何が発信したいのって思われたら困るなって正直思っていて、私もなるべく自分のXとLINEの文章と連動させながら発信も、協力はしているつもりなんですけれども、ぜひなるべく正確な情報が公式な場、町から出せるような環境というかそういうものを作っていけるように努力していただければと思います。

続いて答弁にもありましたけれども、防災行政無線は総務省によると、県および市町村が地域防災計画に基づき、それぞれの地域における防災応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて平常時には一般行政事務に使用できる無線局というふうに総務省のホームページにも書いてあります。

一般行政事務に関して放送ができるものとできないものの違いは何でしょうか。要綱や規約のようなものがあるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

一般行政事務と申しますのはいろいろあると思うんですけども、交通安全だとか、水道の断水だとか、行方不明者の捜索などですね、ご協力をいただくものだと思っております。基本的に町として広く町民に周知すべきと判断したものについて放送してございます。またそれ以外につきましては、基本的に防災無線の使用の適正化の観点からですね、お断りをしてございます。ご理解くださるようお願いいたします。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

一般行政事務っていう中には、まち作りの推進とか環境保全、産業の振興も含まれています。特にですね、例を出すと、年2回行われている佐久間ダムの草刈り、6月と10月にありますけど、おお草刈りとか、あと毎月17日に町民有志で行われています海岸清掃など町内外からのボランティアで参加されている方がいます。それはせめて今日ありますとか、そういうのは放送できないのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

基本的には私が先程答弁した通りでございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

あのですね、せめてですね、中止や延期の際は放送すべきではないかと思うんです。例として台風の接近に伴って先日の海岸清掃がですね、延期になったんですけども、私はLINEを登録してるので知りましたが、関係者とか、あとアンテナを多く貼っていてやっとわかるぐらいの感じなのかなって思ってるんですね。当日現地に行ってしまったとか、あとは延期して開催されたんですけども、延期したことを知らなかったもので、もう終わっちゃったと思って諦めて参加できなくて、したくてもできなかったという事例があったんです。そういうことって結構多くて、せめて環境保全という観点から、町の環境をね、ゴミをなくそうやってやっているそういう団体の、その人たちが日頃からいろいろ取り組んでいることに協力するって意味でも、鋸南町は年に2回ゴミゼロと一斉清掃とやっていますけれども、せめて中止や延期の際は放送してくれませんか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

先程からも申し上げてございますが、災害等に関わること、それから人命に関わることなどですね、そのようなことになるならばですね、放送も辞さないとも思っておりますが、基本的には先程答弁した以外の放送はお断りをしてございます。

また主催者側におけますSNSの活用だとか、イベント開催の周知の段階での中止のお問い合わせ先を事前に周知いただくなどで、対応をいただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

以前、去年、ゴミゼロの時に津波注意報が出て、それで竜島地区のゴミゼロ海岸清掃をするエリアだったそうなんですけど、でもゴミゼロは開催しますってなって、すごく竜島地区の区長さんとか、一部の方たちはご存知だったけど、やっぱり町民の、その区民の方々にはちょっと周知が不十分だったようで、竜島地区は海岸清掃は中止だけれども、他のゴミゼロはやりますっていう趣旨の放送だったんだけど、そこがうまく伝達できていなかったということもあったと聞いているので、やはりそれこそ津波とかそういうものに関しては命に関わってくるので、そこを判断するのはすごく職員の方が大変かと思うんですけども、やはり町民の目線に立った中で判断していただきたいと思います。

先程課長も仰ってましたけれども放送ができないのであればですね、イベント開催時にはLINEやSNSの発信、主催者がもちろんベースでやることなんですけれども、そこに協力する形ですね、もうちょっと町が積極的にLINEでとかSNSで発信をお手伝いするっていう感覚で、その主催者側から協力を申し入れられれば、協力してもらえるような必要があると考えますけど、どうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

議員がおっしゃることも理解できると思っております。またSNSや広報誌の活用など、効果的ですね、情報発信に努めて参りたいと思っております。またお知らせ版だとか町報だとかですね、紙面の作成上何か工夫ができないかと考えておりました、あとは何かの会議の時にお知らせするとかですね、また毎月2回の広報誌については、ぜひ町民の皆様にも手に取っていただけるような魅力のある広報誌の作成にですね、努めて参りたいと思っております。

また今年度は地域おこし協力隊で情報発信強化という意味では、1名ですね、採用予定でございますので、その人材も活用してですね、情報発信の強化に努めて参りたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

町も予算がない中、試行錯誤されながらいつも発信について考えていらっしゃるのすごく私も感じていて、何度か質問をさせていただいてるんですけども、改善されている面も本当に沢山多いと思っています。房日新聞、名前出しますが、房日新聞はやっぱり地域の高齢者から若い人まで、皆さんそこから情報を得ることってすごく多いと

思うんですけれども、鋸南の情報が少ないよねって声もよく聞きます。やりましたってこういうイベントがありましたっていう報告の記事がやっぱり多いので、できれば町からも、こういうイベントをやるのでって、イベントの一覧みたいな、なんかたまに出ますけれども、積極的に町からも新聞社とか、いろんなところに発信してくれるようなところにアプローチするっていうことも必要かと思うので、ぜひ私ももちろん協力しますし、他の人達もきっと協力してくれると思うので、そういうところで限られた資源ですけれども、そこで知恵を絞ってやっていければと思います。以上で私からの質問は終わります。

### ○議長（青木悦子）

以上で笹生あすか議員の質問を終了します。ここで3時30分まで暫時休憩とします。

…………… 休憩・ 午後 3時16分 ……………  
…………… 再開・ 午後 3時30分 ……………

### ◎一般質問

#### ◎9番 大塚 昇

### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

大塚昇議員の質問を許します。9番、大塚昇議員。

[ベルが鳴る]

### ○9番（大塚昇）

件数1件、鋸南町行政のDX推進の現状と課題について。自治体DX推進計画については、令和2年12月に国のデジタルガバメント実行計画で自治体関連の各政策について重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、自治体で自治体デジタルトランスフォーメーションDX推進計画を作成した。令和4年6月、デジタル社会の実現に向けた重点計画が決定され、このビジョンが目指すべきデジタル社会として改めて位置付けられた。

住民に身近な行政を担う自治体、市町村の役割は極めて重要であるとし、自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められ、DXを推進するにあたっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことが重要とされ、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、自らの行政の効率

化高度化を図るとともに、連携により、民間のデジタルビジネスなど、新たな価値等が創出されることが記載されている。そこで、次の3点を質問する。

1、鋸南町のDX推進の現状と課題について、2、DX推進後の町の管理運用システム経費見込み及び情報管理保全システムの構築は、3、自治体情報システムの標準化、共通化の方向性課題について、以上1回目の質問を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

大塚昇議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石 治和 登壇〕

#### ○町長（白石治和）

大塚昇議員の一般質問に答弁をいたします。

鋸南町行政のDX推進の現状と課題について、についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、鋸南町のDX推進の現状と課題についてでございますが、DX推進につきましては、国の施策として、令和6年4月に以前までまち・ひと・しごと創生総合戦略としていた総合戦略を、デジタル田園都市国家構想総合戦略と名称を前面に打ち出すほか、内容においても、デジタルの実装を通じて、地域の課題解決、魅力向上の取り組みを、より高度、効率的に推進をすることを取組方針に加味し、基本方針を策定するなど地方の社会課題の解決を目指そうと改訂がなされました。

また、令和6年4月に改定をされました、国の方針を示す自治体DX推進計画及び自治体DX全体手順書により、体制を整備をしている状況です。国の示す推進体制の構築には、組織体制の整備、デジタル人材の確保、計画的な取組、都道府県と市区町村の連携による推進体制の構築とされ、重点取組事項につきましては、今まで行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの普及等の6項目でございましたが、自治体フロントヤード改革の推進が加わり7項目となりました。なお、ご質問の3点目にあります、政府クラウドにつきましても引き続き重点取組事項として位置づけられております。

これらの指針を受け、町といたしましては、令和4年度に鋸南町DX推進計画を策定をし、町内推進体制を構築をし、施策の一つとして、令和5年9月に若手職員中心によるプロジェクトチームによる検討をはじめました。これは、勉強会や意見交換によってデジタルツールの活用の検討、実践を行い、デジタル技術を活用できる職員の育成、意識醸成を図って来たものであります。現在は情報発信の見直しを行っており、ホームページの見やすさ、わかりやすさを念頭に構成や情報区分の整理などに取り組んでおります。

また、機器やツールの整備としまして、異なる拡張子の結合が容易となるソフトの購入や、行政手続きのオンライン化を推進しているソフトを導入し、運用に関する研修会も全職員を対象に実施しております。

行政手続きのオンライン化は、実際に住民の方がQRコードの読み取りにより直接入力する手法を、まちづくりアンケートへの回答、BBQハウスの予約、一部の検診予約、児童扶養手当の申請予約等に活用をされております。今後も拡大して推進していく考えでございます。

町のDX推進に関する課題につきましては、デジタル人材が不足をしていることが挙

げられます。先程申し上げましたプロジェクトチームでの人材育成を図っているものの、自治体DXの推進の範囲は広大であり、デジタル田園都市国家構想における分類でも12分野と多岐に渡っております。総務省統計においても、7割を超える自治体が、デジタル人材の地域への供給が不足をしているとの考えをもちしております。

この要因については様々あると思われませんが、IT技術者の6割が東京都市圏に集中をしているため、地理条件の制約や高額報酬のデジタル人材を呼び寄せる予算確保など、実装に向けた推進が遅れがちになっております。

ご質問の2点目の、DX推進後の町の経常経費見込み及び情報管理保全システムの構築はについてでございますが、経常経費の見込みについては、現在のところ算出ができない現状であります。自治体DXの推進の目的が、国の経済の持続的かつ健全な発展と、国民の幸福な生活の実現に寄与するとしておりますので、自治体経費の削減等はその意義に含まれていないため、試算方法等が示されていないことと、現実的に委託料、賃借料、負担金等が、どの分野が削減され、どの分野が増額されるかは、現段階では掴めないところであるためです。

内閣府経済社会総合研究所の推計によりますと、人口5千人以上1万人未満の自治体におけるDX推進に係る効果として、ペーパーレス化による経常経費の削減及びヒューマンエラー等の削減効果等は見込まれるものの、DX推進による人員削減効果、金額効果は見込まれないとの試算もされております。

次に、情報管理保全システムの構築はとのことですが、安全性と利便性の両立を迫るネットワーク環境の構築が求められております。今後見込まれる取組みにおいて、住民直結の情報管理及びサービスの提供に対し、高度化、巧妙化するサイバー攻撃への対応を可能とするため、総務省及びデジタル庁がガイドライン等を作成をし、自治体情報を扱うベンダーに強靱性の確保の観点を含め検討を進めております。

町といたしましては、国から示される指針及びベンダーからの提案等をもとに強靱化に努めて参ります。

ご質問の3点目の、自治体情報システムの標準化、共通化の方向性、課題について、でございますが、政府クラウドを活用をした標準準拠システムへの移行業務につきましては、3月議会にて答弁をさせて頂きましたが、国が主導をして行う業務であり、国の定めるデジタルガバメント実行計画に基づき、令和7年度供用開始となる見込みであります。

町といたしましては、一昨年度より標準仕様の確認等を基幹業務ごとに行い、国の示しております仕様と現行で行っている業務との差異の洗い出しを行ってまいりましたが、この作業については、ほぼ終えている状況であります。ただし、国の示す標準仕様も新たに設定されることから、個別に対応を行っております。また、基幹業務ごとに各ベンダーと情報共有を行い、国の方針変更への対応、運用要件、移行スケジュール等の調整を行っております。

課題につきましては、移行後の費用に係る問題が挙げられます。令和5年度において、試験的に早期移行自治体の52団体のうち、8自治体を抽出をし移行後のコスト比較をおこなったところ、6自治体が費用の増加が見込まれるとの結果となっております。鋸南

町においても、令和6年3月に千葉県によるヒアリングが行われた際に、費用については増加する見込みであると報告をしております。なお、県内において費用が減少すると回答した自治体はないとの話でした。このように、全国のほとんどの自治体が、費用が増加すると見込まれ、国としてもデジタル庁の報告書において、イニシャルランニングの両面から各種検討を継続する旨が報告されております。

このような事態に対し、全国知事会、全国市長会、全国町村会より政府クラウドの移行により費用負担が増加する場合は確実な財政支援を行うこと、また、政府クラウド利用料も地方自治体の負担増とならないよう国に対し、要望書が提出をされております。

いずれにいたしましても、令和7年度供用開始以降の政府クラウドの利用料、回線使用料などの経常的経費につきましては、町負担となるため、導入段階でなるべく費用を抑制できる方策を検討する必要があると考えております。

以上で、大塚昇議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（青木悦子）

大塚昇議員、再質問はありますか。はい、大塚議員。

#### ○9番（大塚昇）

以前までまち・ひと・しごと創生総合戦略としていた総合戦略をより高度、効率的に推進することを加味し、地方の社会課題の解決を目指し改定がなされ、また国の方針を示す自治体DX推進計画及び自治体DX全体手順書により体制を整備している状況ですとのことですが、個人的感覚では新型コロナウイルス感染症の対応において、定額給付金の支給などにおいて、地域組織間で横断的にデータが活用できない等の課題が明らかになり、こうしたデジタル化の遅れに対応して対処するとともに、制度や組織のあり方を変革するためにDX推進計画が出てきたものと思っています。

そこで再質問ですが、答弁の中で、若手職員中心によるDX推進に係るプロジェクトチームを立ち上げ、勉強会や意見交換によって職員の育成、意識醸成を図っているとのことだが、組織体制の整備としての最高情報統括責任者CIOや、CIO補佐官、外部人材の活用、各担当部門、情報政策部門、行政改革、法令財政部門、人材育成、人事部門、業務窓口部門、あるいは最高情報セキュリティ責任者CISOの当町の構築状況についてはどうですか。以上。

#### ○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

#### ○総務企画課長（石井肇）

国のDX推進計画のですね、市町村におけるデジタル人材の確保、育成の全体像のイメージには、CIO等の幹部職員から課長級係長級とですね、シェアが裾野が広がるですね、ピラミッド型の組織を構築しての推進を図って、全庁的に取り組むことが求められておりますけども、各自治体の規模や組織形態等に応じて検討されたいとの但し書きもございます。更なる但し書きとしましては、小規模自治体においては総務部門、企画部門において係単位で設置され職員も少ないことも想定されるとしておりまして、そのような見解を示しております。

このような中から、鋸南町町においてはですね、総務企画課を担当部署として設置しまして、DX推進本部を設置しまして、その本部長としまして副町長、それから本部長を各課長、またその下部にプロジェクトチーム、若手職員で構成するものですが、プロジェクトチームと各課職員というような推進体制をとっているところでございます。また機運の醸成や認識の共有など全職員がですね、DXに対する理解が深められますよう、研修を行っているところでございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問ありますか。大塚議員。

**○9番（大塚昇）**

答弁の中で、行政手続きのオンライン化は、実際に住民の方がQRコードの読み取りにより、直接入力する方法を、まち作りアンケートへの回答、バーベキューハウスの予約、一部の検診予約、児童扶養手当の申請予約等に活用されており、今後も拡大して推進していく考えでありますとあるが、そのQRコードを作成してシステムを作っているのは、町の職員ですが、また担当部署はどこですか。以上。

**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

町では令和5年度にですね、ロゴフォームというサービスを導入しております。これは自治体の業務環境でありますLGWAN環境に特化したソフトでありまして、全国で500以上の自治体が導入しているソフトでございます。

このソフトはですね、データの集計処理等に優れておりまして、セキュリティ性も高く、また導入自治体が実際に生じた実績を情報共有しまして、アレンジして様々な集計や申込み業務にですね、合わせて活用をすることができます。

このソフトの機能の一つとしてQRコードを作成する機能がございます。例えばアンケートなどは男女の区分から年齢、アンケートしたい項目などの設定を終えまして、そのままスマートフォンで対応できるQRコードが瞬時に作成できるものでございます。

導入調達に関する担当部署は総務企画課で行いまして、運用に関しましては全職員に検証を行いまして、基本的には職員であれば運用可能という状況となっております。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問ありますか。はい、大塚議員。

**○9番（大塚昇）**

同じく答弁の中で、DX推進後の町の経常経費見込みについては、現在のところ算出ができない状況でありますとあり、3点目の関連答弁で、鋸南町において、令和6年3月に千葉県によるヒアリングが行われた際に、費用については増加する見込みであると報告しております。なお県内において、費用が減少すると該当した自治体はないとの話でしたが、これは私的な考え方ですが、政府クラウド等のハードなコンピューター、サーバーを使用すると、電力量が増えて、輸入エネルギー原料費が増え、かつ支払いベースのドルに対する円安もあり、経費が高くなっており、また、政府クラウド等のオペレ

ーションシステムはアメリカのIT企業、Google、Microsoft、アマゾン、メタの占有率が高く、当町の政府クラウドへの移行はそのうちの一つを使うと思われませんが、経費見込みにおいて、これらの円安の問題は、自治体の利用計画において関係してくると思いますか。以上。

**○議長（青木悦子）**

はい。総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

ご質問のありました件でございますが、政府クラウド移行によりまして、電力量の増加等につきましては、市町村の自治体内部まではですね、情報がありませんで、現状把握をできてございません。しかしながら政府クラウドに移行後ですね、アマゾンウェブサービスジャパンの発表によりますと、現在日本に点在している公共機関等のサーバー群は、サーバーのライフサイクルが長く、新しいサーバープラットフォームの導入も遅れているため、平均して古いサーバー群のため、エネルギー効率が悪いとの見解を示してございます。このため政府クラウド移行後はですね、エネルギー効率の高い最新サーバーを利用することで、電力消費を抑制できるとの試算を示してございます。

またガバメントクラウド、政府クラウドの利用料でございますが、こちらドル建ての請求となります。以前は結構な円安となりましたけども、円安になりますと当然利用料が高くなっていくという状況でございます。令和5年3月にですね、県で示されたものは1ドル145円で試算をしているという状況でございます。また現在は国からの請求の想定となっておりますので、国からの請求時に自治体負担の軽減措置を講じるかは今のところ示されていない状況でございます。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。はい、大塚議員。

**○9番（大塚昇）**

DX推進に関しては、IT、コンピュータネットワークの情報技術、ビッグデータ、多種多様なデータ群、AI、人工知能などのデジタル技術を用いて人々の生活をよりよい社会へトランスフォーメーション、変革することを目指しているのですが、町行政は予算化して物事を進めている訳です。

DX推進後の町の経常経費見込みが不透明な状況ですので、DX推進費用においては慎重に進めてもらいたいと要望します。以上です。

**○議長（青木悦子）**

以上で大塚昇議員の質問を終了します。大塚昇議員は議席にお戻りください。

**◎散会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9月4日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 3 時 5 5 分 ……………

令和6年第6回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和6年9月4日 午前10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第1号  | 鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  |
| 日程第2  | 議案第2号  | 鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第3  | 議案第3号  | 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について  |
| 日程第4  | 議案第4号  | 人権擁護委員候補者の推薦について   |
| 日程第5  | 議案第5号  | 令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  |
| 日程第6  | 議案第6号  | 令和6年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について  |
| 日程第7  | 議案第7号  | 令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第8  | 議案第8号  | 令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第9  | 議案第9号  | 令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和5年度決算認定について<br>1. 令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算<br>2. 令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算<br>3. 令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算<br>4. 令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和5年度決算認定について<br>1. 令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算<br>2. 令和5年度鋸南町水道事業会計決算  |
| 日程第12 | 報告第1号  | 令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について（一般会計）  |

日程第 1 3 報告第 2 号 令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律  
に基づく資金不足比率について（病院事業会計）

日程第 1 4 報告第 3 号 令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に  
基づく資金不足比率について（水道事業会計）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 東 愛 乃 議員	2 番 篠 宮 真 樹 議員
3 番 中 村 基 議員	4 番 柴 本 健 二 議員
5 番 秋 山 柳 三 議員	6 番 笹 生 あ す か 議員
7 番 早 川 正 也 議員	8 番 竹 田 和 明 議員
9 番 大 塚 昇 議員	10 番 青 木 悦 子 議員
11 番 緒 方 猛 議員	12 番 鈴 木 辰 也 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白石 治和	副 町 長 内田 正司
教 育 長 富永 安男	総務企画課長 石井 肇
税務住民課長 対馬 尚子	保健福祉課長 吉田 修一
地域振興課長 重田 正行	教 育 課 長 安田 隆博
建設水道課長 齋藤 正樹	会 計 管 理 者 笹生 いつ子
総務管理室長 今井 勝啓	監 査 委 員 増田 光俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 加藤 芳博	書 記 曾田 敦子
---------------	-----------

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。  
暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。  
議員各位にはご苦労さまです。  
定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。  
ただいまの出席議員は12名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第1、議案第1号鋸南町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課長。

[税務住民課長 対馬尚子 登壇]

#### ○税務住民課長（対馬尚子）

議案第1号、鋸南町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部を改正する法律の一部が令和6年12月2日から施行されることに伴い、医療保険各法の保険証の発行が終了し、個人番号カードを保険証として利用する仕組みに移行することから、関係する条例の整備をお願いするものであります。

整備する条例は、鋸南町印鑑条例、鋸南町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例であります。

新旧対照表によりご説明させていただきます。上段になります。鋸南町印鑑条例第4条第2項は、登録申請時に提示する本人確認書類の規定において、第2号で健康保険証等を規定しているため、削除するものです。下段になります。鋸南町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第8条は、受給要件に変更が生じた際の届出の規定について、保険証の記載事項を被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者の資格に係る情報に改めるものです。

本条例は、令和6年12月2日から施行するものであります。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言なし〕

#### ○議長（青木悦子）

はい、質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありますか。はい、6番、笹生あすか議員。

#### ○6番（笹生あすか）

私は、鋸南町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に反対の立場から討論いたします。

この条例は、現行の紙の保険証を廃止することに伴うものです。政府は2022年に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証とする方針を表明しました。今年の12月2日以降は、現行の保険証は新規発行されなくなり、マイナ保険証を持たない人には資格確認書が送付され、現行の保険証のように利用できません。

マイナ保険証の鋸南町での紐づけ率は、最新でおよそ7割、利用率は3割とのことですが、全国のマイナ保険証の利用率は、最新で11%と、残り3ヶ月を切っても利用率は低いままです。先日、全国18の地方紙がマイナ保険証に関する合同アンケートを実施し、その結果が報道されました。現行のまま残してほしい、選択制にしてほしいという意見が、合わせて8割との結果です。また、鋸南町議会では、昨年12月に千葉県保険医協会からの請願、健康保険証を残してください、保険証存続を求める意見書提出を全会一致で採択し、国に提出しています。

便利になるはずのデジタル化が導入発表時から懸念されていたトラブル対応、例えば障害のある方はどうするのか、災害があった場合、電気が使えない場合はどうするかなどの対応への不安は解消されないまま、医療現場からも保険証の廃止に関し反対の声は続いているのに、進んでいるのは危険です。

本来、マイナンバーカードの取得は任意のほうです。

以上の理由から、現行の紙の保険証は残すべきと考えるため反対します。

**○議長（青木悦子）**

他に討論はありませんか。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

**○議長（青木悦子）**

挙手多数。

よって本案は原案の通り可決されました。

**◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第2、議案第2号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 対馬尚子 登壇〕

**○税務住民課長（対馬尚子）**

議案第2号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。マイナンバー法等の一部改正による国民健康保険法の一部改正に伴い、鋸南町国民健康保険条例の一部改正をお願いするものでございます。

新旧対照表によりご説明させていただきます。なお字句の整備などに関しましては、一部説明を省略させていただきます。

第24条は、保険料の徴収猶予の規定で、急患等として保険医療機関または保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付について、資力の活用が可能となるまでの期間として、最長1年間の徴収猶予期間の規定を追加するものです。

第28条は、罰則の規定で、改正法により国民健康保険法の罰則規定から被保険者の、失礼しました、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されたため、国民健康保険法に合わせて改正をするものです。

施行日は令和6年12月2日です。経過措置として、第24条については、令和6年度分の保険料のうち、令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものです。

28条については、令和6年12月2日に現に交付されている被保険者証は、その有効期限内は、なお従前の例によるものです。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありますか。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

**○議長（青木悦子）**

はい、挙手多数。

よって本案は原案の通り可決されました。

**◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第3、議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 対馬尚子 登壇〕

**○税務住民課長（対馬尚子）**

議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

マイナンバー法等の一部改正による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正することについて、地方自治法第291条の3第1項による関係地方公共団体との協議を行うにあたり、同法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

それでは新旧対照表によりご説明させていただきます。千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条で広域連合の処理する事務のうち、市町村が行う事務を規定する別表第

1、括弧第4条関係について、被保険者証および資格証明書を資格確認書等に改めるものです。

この規約は、令和6年12月2日から施行するものです。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありますか。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

**○議長（青木悦子）**

挙手多数。

よって本案は原案の通り可決されました。

**◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第4、議案第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。総務企画課長より、議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

**○総務企画課長（石井肇）**

議案第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員候補者として法務大臣へ推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くため、推薦議案を提出するものであります。

推薦しようとする方は、住所、鋸南町大帷子464番地1、氏名、石崎千重子、生年月日、昭和34年4月13日、任期は、令和7年1月1日から3年であります。なお、資料といたしまして、経歴書をお手元に配布してございます。

よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

**◎議案第5号の上程、説明**

**○議長（青木悦子）**

日程第5、議案第5号、令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。建設水道課長より、議案の説明を求めます。建設水道課長。

〔建設水道課長 齊藤正樹 登壇〕

**○建設水道課長（齊藤正樹）**

議案第5号、令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明いたします。

めくっていただきまして令和5年度鋸南町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。表の右端、最上段になりますが、当年度末、令和5年度末の未処分利益剰余金は3億6,287万8,614円で、その内の5,409万2,742円を議会の議決を得て処分しようとするものであります。

その内訳は、まず減債積立金の積立てに2千万円、建設改良積立金の積立てに3千万円、資本金へ409万2,742円を組入れようとするものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議題となっております議案第5号、令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思います。

これにご異議はありませんか。

〔異議なし〕の発言あり。

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって議案第5号、令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

## ◎議案第6号の上程、説明

### ○議長（青木悦子）

日程第6、議案第6号、令和6年度鋸南町一般会計補正予算第2号についてを議題といたします。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

### ○総務企画課長（石井肇）

議案第6号、令和6年度鋸南町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今補正予算は、歳入歳出それぞれ2億1,649万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億7,604万円とするものでございます。歳出からご説明いたします。20ページ給与費明細書をお願いいたします。

始めに人件費でございますが、当初予算で見込んでおりました職員数や育児休暇、退職者数などに異動がありましたので、各費目において補正するものであります。

一番上の（1）総括の表ですが、人件費全体で712万7千円の減額補正をお願いするものです。比較の欄、職員数は1名減、報酬では44万6千円の増、給料は631万1千円の減、職員手当148万5千円の増で、給与費合計は438万円の減額。共済費は274万7千円の減となります。内訳につきましては、以下、給与費明細書をご参照願います。

お戻りいただきまして、11ページをお願いいたします。2款、総務費、1項、4目、企画費、12節、後期基本計画総合戦略策定業務委託1,280万円は、令和8年度を始期とする、5ヶ年の鋸南町総合計画後期基本計画及び鋸南町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定業務の委託費でございます。

総合計画後期基本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間の将来像を掲げ、まちづくりの方向性を定めるため策定した総合計画の、各分野における基本目標に対する主要な施策と取り組みについて見直すものでございます。業務委託の内容は、住民意識調査、計画審議会と策定委員会、町民ワークショップの開催、会議等におけるファシリテーターの役割、計画書とその概要版の作成などを行う予定です。また、デジタル田園都市国

家構想総合戦略は、次期総合戦略とするもので、国が策定した総合戦略に掲げる、デジタルの力を活用して地方の社会課題解決と地方創生の加速化、深化を図るという基本構想を踏まえて策定するものでございます。今回は、人口ビジョンも見直しまして、住民意識調査の結果などを踏まえ、本町の実情に応じた具体的な施策をまとめたものを策定します。

業務委託の内容は、総合計画に付随して業務を進め、同様に計画書と概要版の作成を行います。本業務は、令和7年度まで継続することから繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次にその下、国土強靱化地域計画策定業務委託780万円は、国土強靱化基本法に基づき、国県が定めた強靱化計画を踏まえて見直すもので、近年の激甚化、頻発化する全国の災害の知見を踏まえて、今後発生が予想される自然災害に備えることを目的とし、令和8年度から令和12年度までの5ヶ年計画となります。

業務内容は、町の特性を把握し、災害発生リスクの検証、事前に備えるべき目標、方針の検討、具体的なソフト、ハード面からの施策、アクションプランの検討とKPI重要評価項目指数の設定などを行いまして、計画書の作成を行います。

また、本業務も先ほどの総合計画策定業務委託と同様に、令和7年度まで継続することから、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に5目、交通安全対策費、10節、消耗品費21万6千円は、各区からの要望に対し不足するカーブミラー6基などの購入費用です。

7目、循環バス運行事業費、10節、修繕料16万5千円は、循環バス前方標示幕の修繕費でございます。

次に8目、広報事務費、12節、情報発信研修業務委託22万円は、情報発信に対するスキルアップのため、全職員を対象に新聞社から講師を招き研修を行う業務を委託するものです。

次に飛びまして13ページをお願いいたします。3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費、18節、住民税非課税世帯均等割のみ課税世帯給付金1,340万円と、その下、定額減税補足給付金2,266万円は、共に国の物価高騰対応重点支援事業で、6月補正予算で計上しましたが、その後令和6年度の住民税決定により、対象世帯数や給付見込み額に変更が生じたので、増額補正するものでございます。

前段の住民税非課税世帯均等割のみ課税世帯給付金は139世帯を、後段、定額減税補足給付金は、1,347人を対象と見込んでおります。共に財源には、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する予定です。

4目、老人福祉センター費、10節、修繕料47万9千円は、風呂場のガラス修繕及び経年劣化による風呂の循環ポンプ交換費用です。

5目、介護保険費、22節、低所得者介護保険料軽減負担金返還金76万6千円は、前年度の国県負担金について精算により返還するものでございます。

27節、介護保険特別会計繰出金1,707万4千円は、低所得者保険料軽減分が主なものとなっております。第1段階から第3段階まで、1,275人分を見込み、補正するもので、国2分の1、県から4分の1が交付され、介護保険特別会計に繰り出すもので

ございます。

14ページをお願いします。3款、2項、1目、児童福祉総務費、18節、低所得子育て世帯給付金、令和6年度分、40万円は、国の物価高騰対応重点支援事業で、6月補正予算で計上しましたが、その後令和6年度の住民税決定により、対象世帯数や給付見込み額に変更が生じたので、増額補正するものです。対象者は9人と見込んでおります。財源には、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する予定でございます。

次に2目、児童措置費、19節、児童手当費659万5千円は、国の子育て支援策の一環としまして、10月から児童手当拡充に伴い増額補正するものです。

改正の内容は、支給対象年齢を18歳まで拡大、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額を1万5千円から3万円に増額、支給回数を年3回から年6回に改正するものでございます。

次に3目、保育園費、22節、償還金利子及び割引料78万9千円は、令和5年度分の子どものための教育、保育給付に係る、交付額確定に伴う国県への返還金でございます。

次に4目、学童保育費、17節、学童保育備品4万3千円は、携帯電話1台の更新、その下、エアコン42万6千円は、老朽化により1台更新するものでございます。

次に一番下です。4款、衛生費、1項、3目、環境衛生費、18節、一般廃棄物処理施設整備事業負担金1,399万5千円の減額は、南房総市と共同実施の中継施設整備事業について、事業スケジュールの見直しで、翌年度の支出に変更となるため減額補正するものです。

15ページをお願いします。5款、農林水産業費、1項、4目、園芸振興費、18節、産地整備支援事業補助金41万円は、園芸用ハウス内の病虫害駆除用蛍光灯の導入補助金が、当初より不足することから増額するものでございます。

次に6目、農地費、14節、農地農業用施設修繕工事340万9千円は、中佐久間地区の農地に設置の、コンクリートブロック及び法面が崩壊したため、工事延長25メートルの修繕工事費を計上するものです。

3項、水産業費、5目、漁港建設費、保田漁港、14節、水産物供給基盤機能保全事業工事680万円は、吉浜船揚場のコンクリートたたき部分、面積198平方メートルの補修工事費を計上するものです。

16ページをお願いいたします。6款、商工費、1項、3目、観光費、15節、補修原材料40万円は、ロケ地利用の元名採石場跡地場内の道路補修用原材料費です。

4目、道の駅推進事業費、12節、観光物産センター改修設計業務委託122万1千円は、観光物産センター改修に伴う測量業務、地質調査業務が必要となったため、増額補正するものです。

続きまして7款、土木費、2項、2目、道路維持費、12節、道路監視業務委託50万6千円は、中佐久間道越地区で発生した地すべり発生箇所において、斜面の動きを観測し、地域住民に警告するための地表伸縮計及び警告灯の設置に係る業務委託料を計上するものです。

8款、消防費、1項、1目、非常備消防費、18節、準中型自動車免許等取得補助金8

万5千円は、消防団員2名に対する準中型自動車免許取得補助金の不足による増額補正です。

17ページをお願いします。2目、消防施設費、10節、修繕料77万6千円は、中佐久間谷地区防火水槽フェンス修繕61万6千円、元名地区防災行政無線子局のバッテリー交換費用16万円をお願いするものです。

9款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費、10節、消耗品費12万1千円は、更新時期を迎える消火器15本の購入費です。

3項、中学校費、1目、学校管理費、7節、講師謝礼6万円とすぐ下、消耗品費1万円は、心のバリアフリー教育推進事業として、パラリンピック選手など外部講師による特別授業に係る費用を計上するものです。全額、県補助金が充当されます。

10節、修繕料193万3千円は、老朽化した屋上貯水槽への揚水ポンプ修繕費99万9千円、自動火災報知器等の消防設備修繕料30万1千円、視聴覚室のエアコン室外機修繕63万3千円の補正をお願いするものでございます。

17節、学校管理用備品23万9千円は、老朽化による牛乳保冷庫1台の購入費用です。

18ページをお願いします。中段になります。6項、保健体育費、3目、町民体育施設費、14節、救護室設置工事20万2千円は、B&G財団から寄贈される救護室を、海洋センターに設置するため、基礎工事、電気引込工事費を計上するものです。

12、諸支出金、1項、1目、24節、財政調整基金積立金1億3,700万5千円は、前年度繰越金の2分の1以上を、法令に基づきまして積み立てる必要があることから計上するものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。9ページをお願いいたします。

11款、地方交付税、1項、1目、1節、地方交付税1億5,865万7千円は、普通交付税決定によりまして、既決予算との差額を増額補正するものです。交付税の決定額は、21億1,865万7千円となりました。

次に、15款、国庫支出金、1項、1目、民生費国庫負担金、1節、低所得者介護保険料軽減負担金840万3千円と、3段下の県負担の軽減負担金420万1千円は、歳出の介護保険特別会計繰出金に充当するもので、負担割合は国2分の1、県4分の1となっております。

その下、2節、児童手当負担金475万1千円、及び3段下の県負担の児童手当負担金59万4千円の減は、制度改正により、国県の負担割合が変更となることから補正するものでございます。負担割合は、国の負担割合が増加し、3歳未満被用者分は全額を国が負担します。3歳未満非被用者分は国15分の13、県15分の1、3歳以上高校生までと特例給付分は、国9分の7、県9分の1の負担割合となります。

戻りまして、15款、国庫支出金、2項、5目、総務費国庫補助金、1節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,818万2千円は、歳出でご説明しました定額減税補足給付金事業など3事業に充当するものです。

次に16款、県支出金、2項、4目、農林水産業費県補助金、1節、新輝けちばの園芸産地整備支援事業補助金30万8千円は、歳出の園芸振興費の産地整備支援事業補助金に

充当されます。

次に2節、水産物供給基盤機能保全事業補助金340万円は、歳出、漁港建設費、保田漁港の機能保全事業工事費に充当されます。負担割合は2分の1でございます。

18款、寄付金、1項、3目、1節、企業版ふるさと納税寄付金50万円は、4社から寄付されたもので、総合戦略に掲げた4つの寄付対象事業の中から、寄付者の意向に基づき、3事業に充当いたしました。

10ページをお願いいたします。19款、繰入金、1項、1目、1節、介護保険特別会計繰入金941万4千円は、介護保険特別会計の令和5年度決算が確定したことによりまして、一般会計繰出金の精算額を繰り入れるものでございます。

次に2項、基金繰入金、1目、1節、財政調整基金繰入金1億5,317万1千円の減額は、普通交付税と繰越金の増額計上などによりまして、今補正予算における余剰金が生じることから、既決予算の繰り入れを減額するものでございます。なお今補正後の基金残高は19億5,878万6千円となる見込みでございます。

次に、20款、繰越金、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金1億7,401万円は、令和5年度繰越金の確定により、既決予算との差額を補正するものです。

続きまして21款、諸収入、3項、雑入、4目、過年度収入、1節、千葉県子どものための教育保育給付費、地方単独費用負担金9万円は、前年度県交付額確定による精算分が交付されるものでございます。

22款、町債、1項、1目、臨時財政対策債277万円は、発行可能額が677万円に確定したことによりまして、既決予算との差額を増額補正するものです。

その下5目、衛生債、1節、中継処理施設整備事業債1,450万円の減額は、歳出の環境衛生費の一般廃棄物処理施設整備事業負担金の減額に伴う補正であります。

戻りまして、5ページをお願いいたします。第2表は、繰越明許費でございますが、年度内の完了が見込めないことから、総合計画策定事業及び国土強靱化地域計画策定事業について、設定をお願いするものでございます。

続きまして6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は、説明いたしました町債の歳入補正に伴い、廃止又は変更を行おうとするものでございます。

最後に19ページをお願いいたします。地方債の現在高の見込みに関する調書となります。表の右下、今補正後の、年度末残高は49億8,616万1千円となる見込みです。以上で議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第6号、令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第2号についての説明が終了しました。

### ◎議案第7号の上程、説明

## ○議長（青木悦子）

日程第7、議案第7号、令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 吉田修一 登壇〕

## ○保健福祉課長（吉田修一）

議案第7号、令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。1ページをお開き願います。

令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ1億544万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ16億989万3千円にしようとするものでございます。

今回の補正は主に、介護保険料の第1号被保険者に係る第1段階から第3段階までの区分に該当する低所得者の方の保険料の軽減の措置を講じるものと、令和5年度決算により国庫支出金、県支出金などの精算に伴う予算の措置をお願いするものでございます。

それでは歳出からご説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

1款、総務費、3項、2目、認定調査費、12節、システム改修委託14万3千円は、介護保険システムの認定調査票読取プログラム更新等に係るシステム改修の費用でございます。

2款、保険給付費、1項、1目、居宅介護サービス給付費から、10ページ中段、6項、2目、特定入所者介護予防サービス費までの各費目につきましては、歳入における低所得者保険料軽減繰入金の補正に伴いまして、財源変更をお願いするものでございます。

4款、基金積立金、1項、1目、24節、介護給付費準備基金積立金2、831万3千円は、令和5年度繰越額から5款、諸支出に関わる償還金及び繰出金を差し引いた残金を介護給付費準備基金へ積み立てしようとするものでございます。今補正後の基金残高につきましては、5、728万7千円となる見込みでございます。

11ページをお願いいたします。5款、諸支出金、1項、3目、22節、償還金6、635万7千円は、令和5年度の介護給付費等の確定によりまして、補助金等の精算を行い償還が生じたものでございます。内訳といたしましては、国へ3、594万3千円、県へ2、973万2千円、支払基金へ68万2千円の償還を行おうとするものでございます。

2項、1目、27節、繰出金941万5千円は、第1項と同様に令和5年度の介護給付費等の確定によりまして、一般会計からの繰入金の精算を行い償還が生じたもので、一般会計へ繰出するものでございます。

6款、地域支援事業費、2項、1目、7節、報償費81万円は、令和6年度から開始いたしましたミニデイサービスの専門職指導が新規実施になりましたことから、各専門員の報償費につきまして補正をお願いするものでございます。

3項、3目、任意事業費は、予算科目に誤りがございましたので10節、需用費から18節、負担金補助及び交付金に予算の組み替えをお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入をご説明させていただきます。3款、国庫支出金から6款、繰入金まで各科目に計上しております地域支援事業交付金、(介護予防日常生活支援総合事業)は歳出の6款、地域支援事業費、2項、1目、一般介護予防事業費の補正額に対しまして、国が25%、支払基金が27%、県及び一般会計がそれぞれ12.5%負担することになっておりますので、負担割合に応じて予算を計上した次第でございます。

また3款、国庫支出金、5款、県支出金、6款、繰入金の各科目に計上しております地域支援事業交付金、介護予防、日常生活支援総合事業以外は歳出の6款、地域支援事業費の3項、2目、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額に対しまして、国が38.5%、県及び一般会計がそれぞれ19.25%を負担することとなっておりますので、負担割合に応じて予算を計上した次第でございます。

7ページをお願いいたします。6款、繰入金、1項、5目、低所得者保険料軽減繰入金1,680万9千円は、一般会計における繰出額を計上いたしました。

7款、繰越金、1項、1目、前年度繰越金8,771万4千円は前年度からの繰越金を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第7号、令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についての説明は終了しました。

### ◎議案第8号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

日程第8、議案第8号、令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。保健福祉課長。

[保健福祉課長 吉田修一 登壇]

#### ○保健福祉課長（吉田修一）

議案第8号、令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてご説明いたします。2ページをお開きください。実施計画に基づきご説明申し上げます。

始めに中段の資本的収入でございますが、第1款、資本的収入、第1項、第1目、企業債210万円の増額補正は、支出における医療機器整備事業の財源を企業債の借入れで賄おうとするものでございます。また企業債の借入れに伴いまして、1ページの第3条において記載の限度額の改正をさせていただいております。

次に資本的支出でございますが、第1款、資本的支出、第1項、第1目、有形固定資産購入費210万円の増額補正は、老朽化した人工呼吸器1台を更新するため増額補正をお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。令和6年度の予定キャッシュフロー計算書であります。令和6年度末における資金残高は、下段の1,603万1千円と見込んでおります。

4ページから6ページまでは、令和5年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、7ページ、8ページは、令和6年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第8号、令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についての説明は終了しました。

### ◎議案第9号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

日程第9、議案第9号、令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。はい、建設水道課長。

#### ○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第9号、令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてご説明いたします。

今補正予算は、排水管破損により緊急漏水工事を実施したことによる受託工事収益や、東京電力の原発事故損害賠償金の確定等による収入増額、また10月の郵便料金改定に伴い不足が見込まれる通信運搬費、郵便料金の支出増額をお願いするものであります。

予算書の2ページをお願いいたします。実施計画によりご説明いたします。収益的収入及び支出のうち収入におきまして、1款、水道事業収益を46万9千円増額し、5億1,341万4千円にしようとするものです。内訳といたしましては、1項、営業収益、2目、受託工事収益では、事業者が元名地区にて掘削工事をした際に、排水管を破損させてしまったことによる緊急漏水工事実施分として23万7千円の増額、2項、営業外収益、6目、雑収益では、放射性物質の水質検査に係る東京電力からの原発事故損害賠償金の確定等により、23万2千円の増額をお願いするものです。

その下、支出におきまして、1款、水道事業費を17万3千円増額し、4億9,471万4千円にしようとするものです。内訳といたしましては、1項、営業費用、4目、

総係費では10月からの郵便料金改定に伴い、10月以降、翌年3月末までに差し出す件数を見込み、値上げ相当分に不足する額として、17万3千円の増額をお願いするものです。

その下、資本的収入及び支出におきましては、補正予算をお願いする項目はございません。

3ページをお願いいたします。令和6年度、鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和6年度末における資金残高は、最下段にありますように、5億9,532万3千円となる見込みでございます。

4ページは、令和5年度鋸南町水道事業予定損益計算書、5ページから7ページは、令和5年度鋸南町水道事業予定貸借対照表、8ページから10ページは、令和6年度、鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照をお願いいたします。

以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第9号、令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についての説明は終了しました。

ここで、暫時休憩をお願いいたします。再開は11時10分をお願いいたします。

…………… 休憩・ 午前10時58分 ……………  
…………… 再開・ 午後11時10分 ……………

#### ◎議案第10号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

再開いたします。

日程第10、議案第10号令和5年度決算認定について。

1、令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算、2、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4、令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

会計管理者から令和5年度各会計の歳入歳出決算について説明を求めます。

はい、笹生会計管理者。

[会計管理者 笹生いつ子 登壇]

#### ○会計管理者（笹生いつ子）

議案第10号、令和5年度決算認定について説明をいたします。

始めに令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。実質収支に関する調書をご覧下さい。

歳入総額は53億3,768万9,016円となり、前年度比でマイナス1億4,954万4,817円、2.7%の減となりました。歳出総額は48億2,639万7,919円、前年度と比較いたしまして、マイナス3億2,608万1,586円、6.3%の減となりました。

歳入歳出差引額は、5億1,129万1,097円となり、翌年度へ繰り越すべき財源のうち、繰越明許費繰越額が2億3,728万215円ございますので、実質収支額は2億7,401万882円となりました。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

第1款、町税につきましては、収入済額は7億3,845万4,257円で歳入総額の13.8%を占めるものでございます。前年度比でマイナス2,076万8,553円、2.7%の減となりました。不納欠損額は199万7,570円、46名の方の不納欠損処分をいたしました。町税の収入未済額は1,504万5,363円です。

第2款、地方譲与税につきましては、収入済額3,642万7千円、前年度比で27万3千円、0.8%の増となりました。

第3款、利子割交付金、収入済額35万3千円、前年度比でマイナス8万6千円の減となりました。

第4款、配当割交付金は収入済額502万4千円、前年度比で57万5千円、12.9%の増となりました。

第5款、株式等譲渡所得割交付金は収入済額601万円、前年度比で245万9千円、69.2%の増となりました。

第6款、法人事業税交付金は、収入済額1,282万4千円、前年度比で270万4千円、26.7%の増となりました。

第7款、地方消費税交付金は、収入済額1億6,546万6千円、前年度比でマイナス144万3千円、0.9%の減となりました。

第8款、自動車取得税交付金は、収入済額40万8,002円となりました。前年度比では29万625円の増となっております。

第9款、環境性能割交付金は、収入済額580万4千円、前年度比では50万5千円、9.5%の増となりました。

第10款、地方特例交付金は、収入済額330万6千円、前年度比ではマイナス32万2千円、8.9%の減となりました。

3ページ4ページをお開き願います。

第11款の地方交付税は、歳入総額の43.2%を占めるものでございます。収入済額は23億383万1千円、前年度比では8,177万7千円、3.7%の増となりました。

内訳といたしましては、普通交付税20億7,478万6千円、特別交付税2億2,904万5千円でした。

第12巻、交通安全対策特別交付金は、収入済額64万2千円、前年度比でマイナス7万円の減となりました。

第13款、分担金及び負担金は、収入済額1,767万6,850円、前年度比でマイナス239万3,718円、11.9%の減となりました。農山漁村地域整備事業分担金、勝山漁港分の減が主な要因です。

第14款、使用料及び手数料は、収入済額5,502万379円、前年度比で12万9,448円の増となりました。

第15款、国庫支出金につきましては、収入済額4億1,102万4,229円、前年度比でマイナス1億5,475万8,637円、マイナス27.4%の減となりました。令和4年度の価格高騰緊急支援給付事業の補助金、新型コロナウイルス関連の負担金の減が主な理由です。

第16款、県支出金につきましては、収入済額2億6,054万7,795円、前年度比で4,005万5,710円、18.2%の増となりました。鳥獣被害防止総合対策の交付金、水産物供給基盤機能保全事業補助金の増が主な要因となっております。

第17款、財産収入は、収入済額677万3,333円、前年度比で214万4,138円、46.3%の増となりました。

第18款、寄附金は、収入済額4,496万689円、前年度比で2,159万4,633円、92.4%の増となりました。

第19款、繰入金は、収入済額1億6,147万9,024円、前年度比で1億3,231万8,035円の増となりました。財政調整基金を1億3,604万5千円取り崩しております。

第20款、繰越金は、収入済額3億3,475万4,328円、前年度比でマイナス7,206万855円、17.7%の減となりました。

続きまして、5ページ、6ページをお開き願います。

第21款、諸収入は、収入済額1億950万9,130円、前年度比でマイナス2,069万6,643円、15.9%の減となりました。B&G財団防災拠点事業支援金などの減が主な要因です。

第22款、町債の収入済額は6億5,739万4千円、臨時財政対策債とし、交流施設周辺整備事業債、公民館改修事業債、防災行政無線維持管理事業債の減によりまして、前年度比でマイナス1億6,177万1千円の減となりました。

歳入合計は、予算現額52億9,259万442円に対しまして、収入済額は53億3,768万9,016円となりまして、予算現額に対する収入率は100.9%となっております。

次に歳出についてご説明いたします。7ページ、8ページをお開き願います。

第1款、議会費は、予算現額6,407万円に対しまして、支出済額は6,365万2,068円、前年度比で253万6739円、4.2%の増となりました。

第2款、総務費は、予算現額13億4,840万5,442円に対しまして、支出済額は11億2,481万6,542円、前年度比でマイナス1億9,844万7,364円、15.0%の減となりました。繰越明許費は、庁舎空調改修事業など4事業で2億575万4千円を繰り越ししております。

第3款、民生費は、予算現額12億8,784万8千円に対しまして、支出済額は12億2,658万3,798円、前年度比で2,887万387円、2.4%の増となりました。繰越明許費は、住民税非課税均等割課税世帯給付金事業等、3事業で3,293万4,510円を繰り越しております。

第4款、衛生費、予算現額7億6,207万円に対しまして、支出済額は7億4,526万3,028円で、前年度比2億258万1,510円、37.3%の増となりました。一般廃棄物処理施設整備事業負担金、病院会計補助金の増が主な要因でございます。繰越明許費としていたしまして、新型コロナワクチン接種対象事業42万4千円を繰り越しております。

第5款、農林水産業費は、予算現額1億8,471万3千円に対しまして、支出済額は1億7,538万1,723円、前年度比で2,843万1,118円、19.3%の増となりました。増となりました主な要因ですが、農林振興費、地域おこし協力隊報酬、起業事業継承支援補助金、保田漁港建設費の増でございます。

第6款、商工費は、予算現額2億190万円に対しまして、支出済額は1億4,775万4,612円、前年度比でマイナス8,772万3,003円、37.3%の減となりました。地域商品券発行事業補助金の減が主な要因です。繰越明許費は、地域商品券発行事業、観光物産センター改修事業の2事業、4,316万8千円を繰り越しております。

第7款、土木費は、予算現額1億8,736万4千円に対しまして、支出済額は1億3,659万8,750円、前年度比で2,182万5,575円、19.0%の増となりました。翌年度へは、道路維持補修排水整備事業、道路長寿命化修繕事業、国土調査事業の3事業、4,453万5千円を繰り越しております。

第8款、消防費は、予算現額5,550万に対しまして、支出済額は3,981万9,451円、前年度比マイナス1億2,714万9,070円、76.2%の減となりました。令和4年度に行いました防災行政無線親卓の設備更新工事の減が主な要因です。繰越明許費は、千葉県防災行政無線再整備事業1,459万5千円を繰り越しております。

第9款、教育費は、予算現額4億7,530万4千円に対しまして、支出済額は4億4,627万7,799円、前年度比でマイナス9,608万2,660円、17.7%の減となりました。中央公民館改修工事の減が主な要因になっております。繰越明許費は、教育総務費の子供子育て支援事業計画策定事業237万5千円と、次のページ、社会教育費のふるさと偉人漫画制作事業300万円の2事業を繰り越しております。

第10款、災害復旧費は、予算現額3万4千円に対しまして、支出済額は1万3,700円でした。

第11款、公債費は、予算現額5億2,156万8千円に対し、支出済額5億2,142万3,506円、前年度比で2,171万3,222円、4.3%の増となりました。支出の内訳につきましては、町債の償還元金5億751万473円、償還の利子1,391万3,033円でございます。

第12款、諸支出金は、予算現額1億9,881万4千円に対し、支出済額は1億9,881万2,942円。内訳は財政調整基金に1億3,184万942円、中山間地域農村活

性化対策基金に30万円、豊かなまちづくり基金に4,009万2千円、森林環境譲与税基金に258万2千円、都市交流施設整備基金に1,151万1千円、減債基金に1,248万7千円を積み立てたものでございます。

第13款の予備費の支出はございませんでした。歳出総額は、予算現額52億9,259万442円に対し、支出済額48億2,639万7,919円で、執行率は91.2%でした。翌年度繰越額は17事業3億4,678万3,510円、不用額は1億1,940万9,009円で、予算現額に対し、2.3%となりました。歳入歳出差引額5億1,129万1,097円は、次年度へ繰り越しとなります。

以上で、令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

始めに実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額は10億6,299万4,589円、前年度と比較しマイナス4,989万5,045円、4.5%の減となりました。歳出総額は10億4,990万1,723円、前年度と比較しマイナス4,028万6,430円、3.7%の減となりました。歳入歳出差引額は1,309万2,866円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は増額となりました。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算書1ページ、2ページをお開き願います。歳入のうち、第1款、国民健康保険料の調定額1億8,175万3,620円に対し、収入済額は1億6,444万8,843円でした。前年度比ではマイナス1,053万2,789円、6.0%の減となりました。保険料の徴収率は、90.5%、不能欠損といたしまして12名の方、454万5,800円の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は1,276万8,977円となっておりますが、現年度分保険料に係る還付未済額がありますので、実質の収入未済額は1,285万877円でございます。

第3款、県支出金は、予算現額8億198万6千円に対し、収入済額は7億7,066万6,906円、前年度比でマイナス5,749万3,033円、6.9%の減となりました。

第5款、繰入金は、収入済額1億455万9,553円で、前年度比で1,417万7,803円、15.7%増となりました。財政調整基金繰入金の増額によるものでございます。

第6款、繰越金は、収入済額2,270万1,481円で、前年度比で378万1,462円、20%の増となりました。

第7款、諸収入は、収入済額57万9,806円で、前年度比で12万3,512円の増となりました。歳入合計は、予算現額10億8,738万1千円に対し、収入済額は10億6,299万4,589円、予算現額に対する収入率は、97.8%となりました。

3ページ、4ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

第1款、総務費は、予算現額1,191万9千円に対し、支出済額は1,058万7,685円、前年度比でマイナス54万9,975円、4.9%の減となりました。

第2款、保険給付費支出済額は7億4,397万4,567円で、歳出総額の70.86%を占めるものでございます。前年度比では、マイナス5,352万4,633円、6.7%の減となりました。

第3款、国民健康保険事業費納付金は、歳出総額の23.9%を占めるものでございます。支出済額は2億5,069万7,368円、前年度比で1,034万5,246円、4.3%の増となりました。

第5款、保健事業費は、支出済額2,893万4,258円、前年度比で204万1,839円、7.6%の増となりました。

第6款、基金積立金は、支出済額1,140万円、前年度比で190万円の増となりました。

第7款、諸支出金は、支出済額430万7,825円、前年度比でマイナス49万8,899円、10.4%の減となりました。歳出合計は、予算現額10億8,738万1千円に対し、支出済額10億4,990万1,723円、予算執行率は96.6%で、不用額は3,747万9,277円となりました。歳入歳出差引額1,309万2,866円は、次年度へ繰り越しとなりました。

以上で、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

始めに、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額は1億5,420万6,442円で、前年度と比較し251万1,414円、1.7%の増となりました。歳出総額は1億5,169万688円で、前年度と比較いたしまして、246万4,580円、1.6%の増となりました。歳入歳出差引額は251万5,754円で、実質収支額も同額となりました。

それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きください。

第1款、後期高齢者医療保険料は、歳入総額の71.1%を占めるものでございます。調定額1億1,126万8,900円に対し、収入済額1億966万5千円、徴収率は98.6%でした。前年度比では206万6,400円、1.9%の増となりました。不納欠損額は3名で18万4,700円、収入未済額は141万9,200円となっておりますが、現年度分保険料に係る還付未済額8万9,700円がございまして、実質の収入未済額は150万8,900円でございます。

第2款、繰入金は収入済額3,843万2,199円、一般会計からの保険基盤安定繰入金は3,626万3,199円となりました。

第3款、繰越金は、収入済額246万8,920円、第4款、諸収入、収入済額364万323円。これは広域連合からの受託事業収入が主なものでございます。歳入合計は、予算現額1億5,273万2千円に対しまして、収入済額は1億5,420万6,442円となりました。

3ページ、4ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。歳出の主なものは、第2款の後期高齢者医療広域連合の納付金です。支出済額は1億4,622万6千円で、歳出総額の96.4%を占めるものでございます。前年度比で293万6千円、2.0%の増となりました。

第3款、保健事業費は、支出済額259万8,822円で、主なものは検診事業の委託となっております。

第4巻、諸支出金は、支出済額77万2,938円で、主なものは一般会計繰出金となっております。歳出合計では、支出済額1億5,169万688円となりまして、予算の執行率は99.3%、不用額は104万1,312円となりました。歳入歳出差引額251万5,750円は、次年度へ繰り越しとなります。

以上で令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

始めに、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額は15億6,806万1,262円で、前年度と比較し、6,612万2,932円、4.4%の増となりました。歳出総額は14億8,034万5,451円で、前年度と比較し、5,213万8,525円、3.7%の増となりました。歳入歳出差引額は8,771万5,811円でした。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質の収支額は同額となります。

それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入の第1款、保険料の調定額は2億7,020万5,500円、収入済額は2億6,649万1,966円で、前年度比ではマイナス85万7,834円、0.3%の減でした。徴収率は98.63%でした。不納欠損額は134万3,300円、16名の方の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は237万234円となっておりますが、現年度分保険料に係る還付未済額15万9,400円がございましたので、実質の収入未済額は252万9,634円でございます。

第3款、国庫支出金は、収入済額4億61万5,014円、前年度比で1万8,247円の増でした。

第4款、支払基金交付金は、収入済額3億7,187万2,794円、前年度比で509万5,782円、1.4%の増となりました。

第5款、県支出金、収入済額2億3,819万4,084円、前年度比で3,037万5,442円、14.6%の増となりました。

第6款の繰入金は、収入済額2億1,715万5千円です。

第7款繰越金は、収入済額7,373万1,404円となり、歳入合計は予算現額15億3,166万1千円に対しまして、収入済額は15億6,806万1,262円となりました。

3ページ、4ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

歳出の主なものは、第2款、保険給付費で歳出総額の91.2%を占めるものでございます。支出済額は13億4,952万8,161円で、前年度比で1,970万6,701円、1.5%の増となりました。

第5款、諸支出金は、支出済額5,605万4,647円で、前年度比で2,146万8,392円、62.1%の増となりました。償還金の増によるものが主な要因です。

第6款、地域支援事業は、支出済額4,536万933円、前年度比で456万918円、11.2%の増となりました。歳出合計は、予算現額15億3,166万1千円に対しまして、支出済額は14億8,034万5,451円で、予算の執行率は96.6%、不用額は5,131万5,549円でした。歳入歳出差引額は8,771万5,811円となり、次年度へ繰り越しとなります。

以上雑駁ではございますが、令和5年度決算についての説明を終わります。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

## ◎議案第10号の監査報告

### ○議長（青木悦子）

ただ今説明のありました令和5年度決算につきましては、去る8月9日、監査委員による審査がなされておりますので、増田光俊代表監査委員より審査結果の報告を求めます。

はい、増田光俊監査委員。

〔代表監査委員 増田光俊 登壇〕

### ○代表監査委員（増田光俊）

令和6年8月9日に実施した令和5年度鋸南町歳入歳出決算審査の結果について報告いたします。なお1から4の審査の対象、審査の期日、審査の着眼点、審査の実施内容につきましては、決算審査意見書をご参照願います。

それでは、5審査の結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その係数は、関係帳票及び証書類と照合した結果、適正に表示されている。また、予算の執行及び関連する事務の処理についても適正に行われているものと認める。なお、各会計についての意見は以下の通り。

1、一般会計について。歳入総額53億3,768万9千円、歳出総額48億2,639万8千円となり、歳入で前年度比1億5千万程の減、歳出では2億円程の減となっている。

歳出は、令和4年度のコロナ対策費や施設等整備改修事業費から大幅な歳出抑制が期待される場所であったが、令和5年度には、広域ゴミ処理にかかる負担金支出があったものである。実質収支額は2億7,401万円で、前年度比1,039万円の増となった。財政調整基金の積立額も1億3,184万円であり、繰入額とほぼ同額を積み立てている。今後も引き続き適正かつ効果的な財政運営に努められたい。

歳入面では、主たる自主財源である地方税は7億3,845万4千円で、前年度と比較して2,076万9千円の減となっている。減となった主たる税目は町民税で、2,041万7千円の減であるが、半分近くは譲渡所得分等、一時的な課税所得の減であるものの、所得割の減が1,113万円で過半を占めている。住民の総所得を引き上げる経済政策、人口減少対策が必要であるが、即効性のある政策は難しく、粘り強く対処していただきたい。

コロナ禍の影響が残り、収納対策が難しい状況下、現年度分の徴収率は99.2%と前年度並みの徴収率となった。一方、滞納繰越分の徴収率は37.4%と令和2年度までの25%台と比べれば高い水準であるが、前年度に比べて6%以上下落、2年間では10%近い下落であり、引き続き厳密な収納対策を心がけ、未納滞納額の更なる減少に努力されたい。

事務処理および財産の管理については、適正に処理されていると認める。

例月出納検査において、歳入歳出が法令等に沿って適正に行われているか、関係書類の検査を行っており、不適切なものについては、その都度修正改善を求めており、それらについて即応をしている結果であると考える。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に分類されたものの、再び感染者は増加傾向にあります。難しい状況下における行財政運営となりますが、町民の健康と社会経済の両立に向けて、引き続き尽力していただきたい。

2、国民健康保険特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。

3、後期高齢者医療特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。

4、介護保険特別会計について。予算執行会計事務処理とも適正であると認める。

令和6年8月19日、鋸南町長、白石治和様。鋸南町監査委員、増田光俊、鋸南町監査委員、柴本健二。

## ◎議案第10号の決算審査特別委員会への付託

### ○議長（青木悦子）

会計管理者からの説明、並びに監査委員からの審査結果について報告が終わりました。お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第10号、令和5年度決算認定について、1、令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算、2、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4、令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算、以上については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号、令和5年度決算認定については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は13時30分をお願いいたします。

…………… 休憩・ 午後11時58分 ……………

…………… 再開・ 午後13時30分 ……………

### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて、再開します。

### ◎議案第11号の上程、説明

### ○議長（青木悦子）

日程第11、議案第11号、令和5年度決算認定にについて、1、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算、2、令和5年度鋸南町水道事業会計決算を議題と致します。

始めに、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、保健福祉課長より説明を求めます。

はい、保健福祉課長。

〔保健福祉課長 吉田修一 登壇〕

### ○保健福祉課長（吉田修一）

議案第11号、令和5年度決算認定について。令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算についてご説明いたします。

決算書の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。病院事業会計の収益につきましては、医業収益における診断書料等の文書料と医業外収益における他会計補助金及び前受金戻入が主なものでございます。また費用につきましては、医業費用における減価償却費、指定管理者交付金及び資産減耗費、医業外費用においては企業債の支払利息が主なものでございます。

始めに収入でございますが、第1款、病院事業収益において、予算額8,231万4千円に対し、決算額は8,242万3,454円となりました。決算額の内訳でございますが、第1項、医業収益では264万円、第2項、医業外収益では7,978万3,454円となりました。

次に支出でございますが、第1款、病院事業費用は、予算額1億1,112万8千円に対し、決算額は1億1,018万8,369円となりました。決算額の内訳ですが、第1項、医業費用では1億231万5,233円、第2項、医業外費用では787万3,136円となりました。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入でございますが、第1款、資本的収入は、予算額8,574万4千円に対し、決算額も同額の8,574万4千円でございます。第1款、企業債の決算額7,650万円は病院本館及び新館の空調機器改修事業に係る借入金でございます。第2項、出資金、924万4千円は企業債の元金償還金や卓上遠心機購入の財源の他、空調機器改修事業の記載対象外事業分について一般会計から出資を受けたものでございます。

次に支出でございますが、第1款、資本的支出は予算額8,574万4千円に対し、決算額は8,574万2,887円となりました。第1項、建設改良費7,700万3,520円は、卓上遠心機購入にかかる費用と病院本館及び新館の空調機器改修事業に係る費用でございます。第2項、企業債償還金873万9,367円は、企業債元金の償還金でございます。

続きまして3ページをお願いいたします。令和5年度における損益計算書、こちらは税抜きでございます。1、医業収益240万円は、診断書料等の文書料等の収益でございます。2、医業費用でございますが、①の経費から④の資産減耗費まで合計で1億190万4,803円となりました。指定管理者交付金につきましては、7千万円を一般会計から当該会計を通じて、指定管理者であります医療法人財団、鋸南きさらぎ会へ繰出しております。この結果、医業収支におきましては、9,950万4,803円の損失が生じました。3、医業外収益でございますが、①の他会計負担金から④のその他、医業外収益まで、合計7,969万2,545円となりました。4、医業外費用でございますが、①の支払利息及び企業債取り扱い諸費から②の雑支出まで787万3,136円となっております。結果的に令和5年度は2,768万5,394円の純損失が生じ、年度末の未処理欠損金は14億8,295万4,307円となりました。

4ページは、欠損金計算書でございます。資本に関わる資本金、資本剰余金、利益剰余金、それぞれについて、年度内の変動をお示しするものでございます。一番左の資本金につきましては、一般会計からの出資金の受け入れにより、一番左の最下段になりますが、令和5年度末残高は17億1,898万3,053円となりました。中央部分となりますが、資本剰余金については変動がなく、右側の利益剰余金につきましては、損益計算書で申し上げました通り、令和5年度末の未処理欠損金は、14億8,295万4,307円となりましたので、令和5年度末の資本合計は2億3,602万8,746円となりました。

次に5ページをお願いいたします。欠損金処理計算書でございますが、4ページの欠損金計算書における資本金及び未処理欠損金の処理を行わず、翌年度へ繰り越すものでございます。6ページ及び7ページは、令和5年度末の貸借対照表で資産負債及び資本の状況を表したものでございます。資産合計並びに負債資本合計は3億8,521万6,781円となりました。資産の部の2、流動資産のうち、括弧1現金預金ですが、年度末における現金の保有額につきましては1,873万8,011円となりました。8ページ以降は決算書の添付書類でございますので、後ほどご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算に関する説明を終わります。よろしくご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

次に令和5年度鋸南町水道事業会計決算について、建設水道課長より説明を求めます。建設水道課長。

〔建設水道課長 齋藤正樹 登壇〕

### ○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第11号、令和5年度決算認定について。2、令和5年度鋸南町水道事業会計決算についてご説明いたします。決算書の10ページをお願いします。

1の水道事業の概況についてご説明いたします。給水状況につきましては、年間の給水量は、109万3,506立方メートルで、前年度比3.51%の増となりました。また、南房総広域水道企業団からの受水量は、40万4,049立方メートルで、給水量全体の36.9%となりました。

次に、建設工事ではありますが、配水施設改良事業として、元名地区配水管、重要給水施設管路、竜島地区、神明神社地先、配水管の布設替え工事を実施いたしました。

浄水施設改修事業では、湯沢配水場監視盤等更新工事、浄水場浄水用濁度計更新工事を実施いたしました。なお、配水施設改良事業の保田川権現橋トラス橋架け替え緊急工事及び浄水施設改修事業の浄水場高圧受変電設備更新工事につきましては、電子部品や機器の製作に遅れが生じたことから、工事が遅延し令和6年度に事業繰越となりました。

13ページをお願いします。3の業務の状況ではありますが、有収水量は、85万822立方メートルで、前年度比26.2%の増となり、有収率は77.81%で、前年度比14.0%の増となりました。

この要因につきましては、前年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、全ての水道加入者の月額基本料金を6ヶ月分免除したためであります。令和6年3月の給水人口は6,796人、給水戸数は3,420戸、給水栓数は5,641栓、給水人口は前年度比155人の減少となりました。

お戻りいただきまして、1ページをお願いいたします。（1）収益的収入及び支出のうち、収入ではありますが、第1款、水道事業収益は、予算額5億171万円に対し、決算額は、5億1,571万9,672円となりました。内訳ではありますが、第1項、営業収益は、2億7,272万5,714円で、前年度と比較して、5,969万2,372円の増となりました。

第2項、営業外収益は、2億4,299万3,958円となり、主なものは、県補助金9,559万6千円、一般会計補助金1億48万円、長期前受金戻入3,969万7,164円であり、前年度と比較して5,185万9,002円の減となりました。この営業収益の増と営業外収益の減につきましては、先ほど説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策として実施した、水道基本料金免除事業の影響によるものでございます。

次に、支出につきましてご説明いたします。第1款、水道事業費は、予算額5億1,7

15万4千円に対し、決算額は、4億6,389万1,538円となりました。不用額は、5,326万2,462円ではありますが、主な要因といたしましては、委託料、修繕費等の減によるものでございます。

支出の内訳であります。第1項、営業費用は、4億4,834万6,126円となり、主なものは、南房総広域水道企業団からの受水費のほか、人件費、減価償却費、委託料、修繕費、動力費等でございます。

第2項、営業外費用は、1,543万1,975円となりました。内訳は、企業債利息、リース資産利息及び消費税納付額等でございます。

第4項、特別損失11万3,437円は、過年度の水道料金不納欠損分に対応する消費税分でございます。

2ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出のうち、収入であります。第1款、資本的収入は、予算額1億6,362万8千円に対し、決算額1億925万2千円で、5,437万6千円の減となりました。

内訳は、建設改良事業実施に伴い借入れをした企業債と、生活基盤施設耐震化等補助金であります。減になりました要因は、備考に記載してございますが、工事が遅延となり、配水施設改良事業、浄水施設改修事業の建設改良事業費分を繰り越したためであります。

次に、支出につきましてご説明いたします。第1款、資本的支出は、予算額3億775万1千円に対し、決算額2億3,108万7,136円となり、遅延をいたしました2件の工事事業費分7,315万円を繰り越いたしました。

内訳であります。配水施設改良工事、浄水施設改修工事等による、第1項、建設改良費1億3,286万9,268円と第2項、企業債償還金9,821万7,868円あります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,493万5,136円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんをいたしました。

次に3ページをお願いいたします。損益計算書で、消費税抜きでございます。

1、営業収益は、2億4,817万3,729円となりました。

2、営業費用は、(1)の原水及び浄水費から(6)資産減耗費までで、4億3,054万4,703円となりまして、営業収支では、1億8,237万974円の損失が生じました。

3、営業外収益は、(1)の受取利息から(6)雑収益までで、2億4,234万2,562円となりました。

4、営業外費用は、1,543万1,975円となりまして、営業外収支では、2億2,691万587円の利益がありました。当年度純利益は、4,453万9,613円となりました。

次に4ページをお願いいたします。剰余金計算書であります。当年度純利益の4,453万9,613円を処理し、令和5年度末の資本合計は、16億4,694万7,48

2円となりました。

5ページをお願いいたします。剰余金処分計算書につきましては、令和5年度末で処分後の未処分利益剰余金3億878万5,872円を翌年度に繰り越すものでございます。

6ページから8ページは、令和5年度末の貸借対照表で資産及び負債、資本の状況を表したもので、資産合計及び負債、資本合計は、それぞれ31億6,570万3,030円となりました。

9ページ以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほどご覧いただきますよう、お願いいたします。

以上で議案第11号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、認定賜りますようお願い申し上げます。

## ◎議案第11号の監査報告

### ○議長（青木悦子）

ただいま議題となっております病院事業会計及び水道事業会計の、令和5年度決算につきましては、去る7月24日に監査委員による審査がなされておりますので、増田光俊代表監査委員より、審査結果の報告を求めます。

増田光俊代表監査委員。

〔代表監査委員 増田光俊 登壇〕

### ○代表監査委員（増田光俊）

令和6年7月24日に実施した、令和5年度鋸南町公営企業会計決算の審査結果について報告いたします。なお、1から4の審査の対象、審査の期日、審査の着眼点、審査の実施内容につきましては、決算審査意見書をご参照願います。

それでは、5、審査の結果、審査に付された各会計の決算書及び附属書類については、関係法令に準拠して作成されており、適正に表示されているものと認められ、財務処理においても適正に行われているものと認める。なお、各事業に対して、次のように意見を付する。

1、鋸南町鋸南病院事業会計について。病院事業会計決算は2,768万5千円の当年度純損失となった。純損失の額が前年度に比べ306万程増加したが、医業費用において、減価償却費、資産減耗費が2,416万8千円計上され、医業外費用において建設改良費に係る仮払消費税が700万円計上されているものであり、キャッシュフロー計算書によれば、270万7千円の現金預金の増加が認められ、特に指摘すべき事項はない。

病院の運営は、指定管理により行っており、町の一般会計からは指定管理者交付金等7千万円を超える額が支出されている。前年度の指定管理者交付金は、結果的に2千万円の支出であったが、新型コロナウイルスのワクチン接種等による診療報酬等が収益を押し上げた結果であり、令和5年度において例年通りの支出となったことはやむを得ない。運

営面では、前年度より整形外科診療が開始したこともあって、外来診療収益が増加したものの、入院診療収益の大幅減が認められるところ、収益増を図るため地域包括ケア病床への転換等を進める計画である。今後も指定管理者と連絡協議を行い、人口減少やニーズの多様化等、社会状況の変化を考慮に入れ、中長期的視点から、需要に対する病院の適正規模や行う診療の内容など、様々な角度からの更なる検討を行うとともに、指定管理者に対しても必要な助言や技術的指導等を積極的に実施されたい。鋸南国民健康保険鋸南病院は町民の健康福祉をつかさどる重要な施設であるので、病院のあるべき姿の実現に向けて努力されたい。

2、水道事業会計について。収益的収入の営業収益は2億7,272万6千円で、前年度の水道基本料金免除事業補助金加算後の営業収益、2億6,351万4千円と比較して、921万2千円の増、率にして3.5%の増となり、有収率は前年度の減免事業を加味しない場合、1.9パーセント減となった。収益的支出の営業費用は4億4,834万6千円となり、前年度に比べ1,853万2千円、率にして4.31パーセントの増となった。施設更新工事に係る減価償却費、資産減耗費が増加する一方、電気料金等が上昇する中、動力費を抑制するなど、経営努力が認められる。損益計算書における経営成績の結果である当年度純利益は、4,454万円で、前年度に比べ297万9千円減少したものの、当年度未処分利益剰余金は3億6,287万9千円となり、効率的な経営であると認められる。また、固定資産の状況については、管理台帳が整理され、貯蔵品についても整理整頓がなされ、管理状況は良好であった。水道料金の徴収に関しては、現年分徴収率は98.6パーセントと、前年度に比べて0.2パーセントの増であり、未収金の残高は370万8千円で45.6パーセントの増となっているが、前年度は基本料金免除により、調定額が抑制されていた為であり、金額的にはやむを得ない面がある。引き続き徴収率の向上に努力されたい。

水道事業は、安房地域で広域化の計画が進められており、老朽管の更新、各施設の耐震化など、水道事業の広域化に向けた整備等が必要である。これらの整備を、経理の動向を把握して計画的に進め、中長期的な視野に立った堅実な事業運営に努められたい。

令和6年8月13日、鋸南町長、白石治和様。鋸南町監査委員、増田光俊、鋸南町監査委員、柴本健二。

## ◎議案第11号の決算審査特別委員会への付託

### ○議長（青木悦子）

担当課長からの説明、並びに監査委員からの審査結果について、報告が終わりました。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第11号、令和5年度決算認定について、1、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算、2、令和5年度鋸南町水道事業会計決算について、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。よって、議案第11号、令和5年度決算認定については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をし、決算審査特別委員会を開催いたしますので、議員各位は委員会室へお集まり願います。

…………… 休憩・ 午後2時 1分 ……………

…………… 再開・ 午後2時20分 ……………

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて、会議を再開いたします。

先ほど開催された決算審査特別委員会において、決算審査特別委員会委員長に竹田和明議員、同副委員長に中村基議員が選任されました。

ここで暫時休憩します。そのままお待ちください。

…………… 休憩・ 午後2時20分 ……………

…………… 再開・ 午後2時22分 ……………

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて、会議を再開します。

お手元に議案付託表及び決算審査特別委員会委員長からの委員会招集通知を配付いたしました。休会中の9月9日午前10時から、地方公営企業法第32条第2項の規定による水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方自治法第233条第3項の規定による、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の決算認定及び、地方公営企業法第30条第4項の規定による、鋸南病院事業会計、水道事業会計の決算認定について、それぞれ決算審査特別委員会を開催し、審査をお願い致します。

**◎報告第1号の上程・説明**

**○議長（青木悦子）**

日程第12、報告第1号、令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基

づく健全化判断比率についてを議題といたします。総務企画課長より報告を求めます。  
総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

### ○総務企画課長（石井肇）

報告第1号、令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、去る8月9日、監査委員の審査をいただきましたので、ここに、ご報告申し上げます。表に示しましたとおり、健全化判断比率は4つの比率を算出いたします。なお、表の右側の列には、法律等により定められた早期健全化基準を記載してございます。

始めに、①実質赤字比率は、令和5年度の一般会計歳入歳出決算の実質収支額が赤字では無かったため、該当無しとなりました。

次に、②連結実質赤字比率は、令和5年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算における実質収支額と、令和5年度病院事業会計及び水道事業会計の決算における資金不足又は剰余額の合計が赤字では無かったため、該当無しとなりました。

次に、③実質公債費比率であります。標準財政規模に対する、一般会計が負担した起債の償還元金及び利子、並びに一般会計が負担した企業会計、一部事務組合等の起債等の償還元金及び利子の合計額の比率は、過去3年間の平均で8.9%であり、早期健全化基準の25%を下回りました。

最後に、④将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の比率を表すもので、標準財政規模に対する、地方債の現在高や退職手当負担見込額等を含めた将来負担額から、充当可能財源を除いた額の比率は、11.6%であり、早期健全化基準の350.0%を下回りました。

以上で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率についての報告を終わります。なお、参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照願います。

### ○議長（青木悦子）

報告が終わりました。

## ◎報告第2号の上程・説明

### ○議長（青木悦子）

日程第13、報告第2号、令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について、病院事業会計を議題といたします。保健福祉課長より報告を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 吉田修一 登壇]

**○保健福祉課長（吉田修一）**

報告第2号、令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について、病院事業会計を報告します。

資金不足の算定につきましては、年度末の債務負担高である流動負債から、年度末の現金保有高等である流動資産を差引き計算し、流動負債が流動資産を上回る場合は差引額が資金不足額となります。

令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計においては、流動負債よりも流動資産が上回っていることから、資金不足が生じておらず、資金不足比率は該当しないこととなりました。以上で財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、規定に基づきまして監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照願います。

**○議長（青木悦子）**

報告が終わりました。

**◎報告第3号の上程・説明**

**○議長（青木悦子）**

日程第14、報告第3号、令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について、水道事業会計を議題と致します。

建設水道課長より報告を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 齋藤正樹 登壇]

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

報告第3号、令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について、水道事業会計をご報告いたします。

資金不足の算定につきましては、流動負債から流動資産を差し引いて計算いたしますが、当会計は資金不足とはなっておりませんので、令和5年度鋸南町水道事業会計については、該当しないこととなります。

以上で、財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

報告が終わりました。

**◎散会の宣言**

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日 5 日から 12 日までは委員会審査等のため休会とし、最終日の 9 月 13 日は午後 10 時から会議を開きますので、定刻 5 分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

…………… 散会・ 午後 2 時 30 分 ……………

令和6年第6回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年9月13日 午前10時開議

- |        |        |  |
|--------|--------|--|
| 日程第1   | 議案第5号  | 令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  |
| 日程第2   | 議案第6号  | 令和6年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について  |
| 日程第3   | 議案第7号  | 令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第4   | 議案第8号  | 令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第5   | 議案第9号  | 令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第6   | 議案第10号 | 令和5年度決算認定について<br>1. 令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算<br>2. 令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算<br>3. 令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算<br>4. 令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7   | 議案第11号 | 令和5年度決算認定について<br>1. 令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算<br>2. 令和5年度鋸南町水道事業会計決算  |
| 追加日程第1 | 議案第12号 | 鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について   |

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- |    |    |    |    |     |    |     |    |
|----|----|----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 東  | 愛乃 | 議員 | 2番  | 篠宮 | 真樹  | 議員 |
| 3番 | 中村 | 基  | 議員 | 4番  | 柴本 | 健二  | 議員 |
| 5番 | 秋山 | 柳三 | 議員 | 6番  | 笹生 | あすか | 議員 |
| 7番 | 早川 | 正也 | 議員 | 8番  | 竹田 | 和明  | 議員 |
| 9番 | 大塚 | 昇  | 議員 | 10番 | 青木 | 悦子  | 議員 |

11 番 緒方 猛 議員

12 番 鈴木 辰也 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白石 治和	副 町 長	内田 正司
教 育 長	富永 安男	総務企画課長	石井 肇
税務住民課長	対馬 尚子	保健福祉課長	吉田 修一
地域振興課長	重田 正行	教 育 課 長	安田 隆博
建設水道課長	齋藤 正樹	会 計 管 理 者	笹生 いつ子
総務管理室長	今井 勝啓	監 査 委 員	増田 光俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 加藤 芳博

書 記 曾田 敦子

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。

途中で上着を調節していただいても結構です。

議員各位にはご苦労さまです。定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（青木悦子）

本日の議事日程を、あらかじめお手元に配付しておきました。

### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第1、議案第5号、令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題と致します。

本案については、決算審査特別委員会に付託し、審査をいただいております。委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会、竹田和明委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 竹田和明 登壇〕

#### ○決算審査特別委員会委員長（竹田和明）

決算審査特別委員会に付託されました、令和6年第6回定例会議案第5号、令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について報告いたします。

本特別委員会は、9月9日、午前10時から、役場3階大会議室において開催いたしました。本件については、特段の質疑はなく、令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決をしたところ、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、令和6年第6回定例会議案第5号の未処分利益剰余金の処分について、決算審査特別委員会に付託された審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

**○議長（青木悦子）**

ただ今、決算審査特別委員会での審査結果は、令和5年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案の通り可決すべきものとの報告であります。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって質疑を省略することに決定いたしました。

直ちに討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案の通り可決されました。

**◎議案第6号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第2、議案第6号、令和6年度鋸南町一般会計補正予算第2号についてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○12番（鈴木辰也）**

議長。12番。

**○議長（青木悦子）**

12番、鈴木議員。

**○12番（鈴木辰也）**

1点お伺いします。17ページの9款、教育費、2項、1目、10節役務費の消火器廃棄手数料2万円、これは新たに消火器を15本購入するということで、その15本の交換する分の廃棄する手数料が2万円というふうに考えてよろしいのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、安田教育課長

**○教育課長（安田隆博）**

その通りです。

**○12番（鈴木辰也）**

はい。

**○議長（青木悦子）**

12番、鈴木議員。

**○12番（鈴木辰也）**

そうゆうことでしたら、廃棄する時にはですね、ぜひ、その廃棄する消火器を使って訓練をしてですね、町のどの場面でもよろしいんで、町民に対してでもよろしいかと思えますし、職員の方々の訓練としても使えると思いますので、ぜひ、そうゆうような訓練を行ってから廃棄していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（石井肇）**

本体の廃棄前にですね、防災訓練での消火訓練や地域からも要望があるようございませぬので、実物による訓練といたしまして有効にですね、活用できるように考えております。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はございますか。

[発言なし]

**○議長（青木悦子）**

それでは、質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第7号の質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第3、議案第7号、令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第8号の質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第4、議案第8号、令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第9号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第5、議案第9号、令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎追加議案の提出**

**○議長（青木悦子）**

ここで暫時休憩します。

自席でお待ちください。

…………… 休憩・ 午前 10 時 09 分 ……………  
…………… 再開・ 午前 10 時 10 分 ……………

休憩を解いて、会議を再開いたします。  
ただいま、休憩中に追加議案の提出がなされました。  
暫時休憩とし、議会運営委員会を開催しますので、議会運営委員の皆さんは委員会室にお集まりください。

…………… 休憩・ 午前 10 時 10 分 ……………  
…………… 再開・ 午前 10 時 21 分 ……………

それでは休憩を解いて、会議を再開いたします。  
ただいま休憩中に追加議事日程及び追加議案をお手元に配布いたしました。  
暫時休憩といたします。

…………… 休憩・ 午前 10 時 21 分 ……………  
…………… 再開・ 午前 10 時 22 分 ……………

### ◎議会運営委員長 報告

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

この件については休憩中に議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 鈴木辰也委員長。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

### ○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

議長から報告の求めがありましたので、休憩中に議会運営委員会を開き、令和 6 年第 6 回、鋸南町議会定例会における日程の協議をしたのでご報告いたします。

本定例会に追加議案 1 件が提出されております。この後、町長から提出された追加議案に対する提案理由の説明を求めた後、先議を求められておりますので、議案第 12 号を上程の上、説明、質疑、討論の後、採決までお願いしたいと思います。

以上ではありますが、議会運営委員会での協議の結果をご報告申し上げるとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

### ○議長（青木悦子）

ただ今提出されました、議案第 12 号を日程に追加し、先議することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

はい、異議なしと認めます。

よって、議案第12号を日程に追加し、先議することに決定いたしました。

**○議長（青木悦子）**

町長より追加議案に対する提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

白石治和町長。

**○町長（白石治和）**

本定例会に追加議案としてお願いをいたします議案の概略を申し上げます。

議案第12号、鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、マイナンバー法等の一部改正に伴いまして、被保険者証に係る事項について改正をお願いをするものでございます。

以上提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を致しますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。よろしくお願いいたします。

**◎追加議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

追加日程第1，議案第12号、鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉田修一）**

議案第12号、鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部が、令和6年12月2日から施行されることに伴いまして、医療保険各法の保険証の発行が終了し、個人番号カードを保険証として利用する仕組みに移行することから条例の整備をお願いするものでございます。

それでは新旧対照表をお願いいたします。鋸南町子ども医療費支給条例第7条第2項において規定する保険医療機関において、医療費の支給を受ける際に提示する書類について被保険者証を電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上に改めるものでございます。

本条例につきましては、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

この改正案を見ますと、電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給券を提示ということになっているんですが、この受給券を提示しただけです、被保険者又は被扶養者であることというのは、分かるのではないのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉田修一）**

受給券につきましては、市町村が発行するものになっておりまして、保険者のものにつきましては、保険者毎にですね、出すこととなりますので、医療機関に受診する場合はですね、両方を掲示することになっておりますので、二つの物を提示していただくということで、このような条文になっております。

**○議長（青木悦子）**

8番、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

保険証ですけれども、紙の保険証をですね、まだ使ってる人は多いんですが、ここに書いてあるような電子資格確認等によりってなっていると、このマイナカードをですね、発給を受けていないと、こういった医療費の支給をですね、受けることができないというようにも、この文章だと読めるんですけれども、その点はいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉田修一）**

その点につきましては、医療機関において被保険者又は被扶養者であることの確認が取ればよいということですので、電子確認等の等の中にですね、資格確認証なども含めまして、大きな意味合いの大枠の意味で等に対応してる次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

よろしいですか。

他に質疑はございますか。

では質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

### ○議長（青木悦子）

挙手多数。

よって本案は原案の通り可決されました。

## ◎議案第10号の委員長報告

### ○議長（青木悦子）

日程第6、議案第10号、令和5年度決算認定について。

- 1、令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 4、令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算についてを議題と致します。

本案については、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

はい、決算審査特別委員会、竹田和明委員長。

[決算審査特別委員会委員長 竹田和明 登壇]

### ○決算審査特別委員会委員長（竹田和明）

決算審査特別委員会に付託されました、令和6年第6回定例会議案第10号、令和5年度決算認定について。

- 1、令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
- 2、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4、令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果の報告をいたします。

審査にあたり、各委員から多くの質疑、意見等がありましたが、要約して課ごとにご報告いたします。

最初に、令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑の内容を報告いたします。

最初に総務企画課関係について。例規集データベース作成及び維持更新業務とあるが、どのような業務の委託を行っているのかとの質疑に対し、例規集のデータベースの作成し、ホームページ用にCD-ROMを作成し納品をする業務です、との答弁があり、例規の変更がホームページの例規集に反映されるのは、どれくらいの期間を要するのか、との再質疑に対し、年4回の更新で、議会終了後の月末を基準として発注しています。ホームページに反映されるのは議会終了後3から4か月後との答弁がありました。

当該例規集のサポート業務委託は、予算書に記載がなく決算書のみに記載されており、

それはどうなっているのかとの質疑に対し、予算書上では例規集データベース作成委託の中に含んで計上していますとの答弁がありました。

消防の免許取得補助について、議会への説明がないまま要項変更が行われ、補助金の額が変更されている。予算書では説明を行っているとしても、要項変更後に例規集への反映を直ちに行ってもらえなければ、議会としてその変更の事実を把握することができない。例規集への反映は直ちに行っていただく必要があると考えるがどうかとの質疑に対し、要望として、来年度の予算要求時に検討しますとの答弁がありました。

備品購入費のペットロボットについては、道の駅に置いてあるのかとの質疑に対し、子どもが扱うので、故障する場合があります、1、2匹いない場合がありますとの答弁があり、現在、売店に置いてあるとのことなので、できるだけ道の駅の子どもの遊び場に置いて、子どもたちと遊ばせてもらいたいとの要望がありました。

企業人材派遣制度の成果はどうかとの質疑に対し、成果としては以下3点。

まず現状業務の把握と課題の洗い出しを行い、事務処理に関わる時間、法定数の洗い出しを行っています。

2点目、また、職員の意識改革のために、DX、情報セキュリティなどに関する研修を4回実施いたしました。

3点目、さらにDXプロジェクトチームを立ち上げ、先進自治体へのヒアリングを行っていますとの答弁がありました。

豊かなまちづくり寄付金について、寄付の額が増加した理由は何かとの質疑に対し、品目が増えたこと、同じ返礼品でも、重量別に区分を増やしたこと、道の駅保田小学校がメディアで取り上げられていることも寄付増加につながっているものと考えていますとの答弁がありました。

各地区の備蓄倉庫の状況はどうかとの質疑に対し、発電機等を保管しており、スペースには余裕があります。非常食については、現在ほとんど置いていませんが、衛生上の管理を検討したうえで備蓄方法を考えますとの答弁がありました。

どのような経緯があってアイボを導入したのかとの質疑に対し、子どもの遊び場に置けば、子どもたちが喜んで扱ってもらえる、との思いで購入しましたとの答弁があり、維持費がかかるが、保田小が負担しているのかとの再質疑に対し、町の備品となるので、町が負担しますとの答弁がありました。

まちづくり支援事業の応募は何件あるかとの質疑に対し、2件あって、2件とも採択されていますとの答弁があり、募集期間が短く、準備しきれない団体もあると感じている。他の市では公開プレゼンを行うなど、地域活性化に繋がっていると思うが、そのような考えはないかとの再質疑に対し、予算の裏付けがあって初めて募集がかけられるものと認識しており、例年予算可決後の町報4月号に掲載しています。締め切りは申請書類の修正期間も含めて設定していますとの答弁がありました。

税務住民課関係、保健福祉課関係については質疑はありませんでした。

地域振興課関係について。移住支援金は何件支給したのか、また、制度が移住の決め手となっているのかとの質疑に対し、単身世帯2件、いずれもテレワークを行う目的での申

請であり、移住にあたり使える制度があったから申請を行ったとの回答を得ていますとの答弁がありました。

地域おこし協力隊募集・採用業務委託、及び、企業人材の派遣受け入れを行い、地域おこし協力隊の募集採用に関わる業務委託を締結したものの、委託先の会社の都合により令和6年1月末で契約を打ち切れ、協力隊員の採用もできていない。それにもかかわらず、その費用が支払われているのはなぜかとの質疑に対し、委託先の会社からは、業務委託費の一部返還を受けておりますが、企業人材派遣制度として受け入れた令和5年7月から令和6年1月までの期間の派遣者受け入れ2名分の人件費等の活動費と協力隊員の募集の為に広告費等の費用が発生しています。

地域力創造アドバイザー業務委託料についての費用は生じなかったということかとの再質疑に対し、業務委託の成果を精査した結果、特別交付税の対象となる要件を満たさず、全額委託料の返還を受けたため、費用は生じておりませんとの答弁がありました。

次世代人材投資事業交付金受給者について、どの様な農業経営をしているのかとの質疑に対し、受給者は夫婦2組と個人1名で、成果としては3万3千㎡を耕作しています。うち2組は今後も農地を拡大する予定です。また、中佐久間で大規模に耕作している農業者も過去に交付金を受給し営農しています。合わせると22万7千㎡の耕作面積で、勝山駅裏の農地面積以上を耕作しており、遊休農地の抑制に寄与しています。受給者全員、道の駅保田小学校出荷組合に加入し出荷を行っており、出品物の確保にも貢献していますとの答弁があり、持続可能な農業をしてもらいたい、その他の制度はあるかとの再質疑に対し、セミナー受給者に対し補助を行っている他、新規就農について相談に来た際に補助制度等について説明していますとの答弁があり、スマート農業についてはどう考えているかとの再質疑に対し、機械化や無人機械の活用などが必要と考えています。農業事務所等でも活用に力を入れており、研修会の開催も予定されているので農業者への広報などに取り組んでいきますとの答弁がありました。

海岸清掃美化委託は、どのような形態で行っているのかとの質疑に対し、観光協会に委託し、委託期間は4月から1月です。昨年は来訪者が多くなる7月から9月を6名、10月から1月を5名の人員で実施しており、1回あたり3時間程の作業時間で月に5日程実施、1回あたりの収集量としては、45リットルのゴミ袋が10袋程度との報告を受けておりますとの答弁があり、1人あたりどれぐらいの費用を負担している計算になるかとの再質疑に対し、10万円程度ですが、最低賃金を下回らないように算出した金額と把握していますとの答弁がありました。

建設水道課関係について、生ごみ処理機器等購入補助金について、当初予算に対して執行率が約28%となっているが、この率についてどのように捉えているかとの質疑に対し、令和5年度の生ごみ処理機器等購入補助金の申請は25件でした。ホームページ等で広報しているものの申請は少なかったと考えており、ごみの減量化につながることでありますので、引き続き積極的にPRさせて頂きますとの答弁があり、環境の問題として補助金を計上するだけではなく、町民の意識向上をしていかなければならないと思うがどうかとの再質疑に対し、町報でも特集を組ませて頂いており、今後もPRをしていきたい

と考えておりますとの答弁がありました。

道路補修工事について、常日頃から現場を見て回り、危険な場所は早く手を打つようお願いしたいとの要望があり、職員が町内を点検しておりますので、早期に対応が必要なものは早期に対応するよう心がけておりますとの答弁がありました。

教育課関係についてです。スクールバス事故防止安全装置について、出庫前に動作確認を実施しているのかとの質疑に対し、バス運転手へ確認したことはありません。装置が正常であれば、エンジンを切った際にブザーが鳴ります。動作確認については、確認するよう依頼しますとの答弁がありました。

小学校費の修繕料について、ブロック塀の建設時期は同じと思うが、改修が完了していない箇所への安全性の確認は行っているのかとの質疑に対し、劣化が進んでいる箇所から順に実施し、職員による確認や住民からの申し出があった場合に、その都度改修しています。また、高さが135センチメートルを超えている箇所は、数年前より控え壁で補強を行っていますとの答弁がありました。

スクールバス運行業務について、乗っている子どもが少なくもったいないと思うが、現状の利用人数はどれくらいかとの質疑に対し、利用者の範囲は、小学校児童は保田地区、佐久間地区全域、中学校生徒は小学校と同地区の範囲ですが、自転車通学の生徒がいるため実態としては少ないです。幼稚園は、基本的に全員がスクールバス利用となっています。朝の登校時は2便、下校時は幼稚園を含め3便出ていますが、幼稚園は降園後にそのまま預かり保育を利用する園児が多いため、バスに乗っている子どもが少なく見えると思われましてとの答弁があり、一般利用者との混乗は難しいとは思いますが、今後、高齢者などが利用できる取り組みはできないものかとの再質疑に対し、保護者からは、不特定多数の利用者がいるのはいかがなものかという議論もありました。今後、更に利用者が減少してきた場合、検討が必要と思っています。つけ加えますが、委託料には日常の整備点検等も含まれておりますとの答弁がありました。

以上のような審査経過の後、令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について、採決をしたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

財政安定化支援事業繰入金の減った理由が、軽減世帯数の減によるものという説明だったが、軽減世帯数の減は、世帯数が単純に減ったのか、世帯収入が増えてその対象から外れたのかとの質疑に対し、令和4年度の軽減世帯数は830世帯、令和5年度は774世帯ですが、概ね総世帯数が減ったことによるものとの答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算の認定について、採決を致しましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決を致しましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、令和6年第6回定例会、議案第10号、令和5年度決算認定について決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

### ◎議案第10号の質疑の省略

#### ○議長（青木悦子）

ただ今、決算審査特別委員会での審査結果は、令和5年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、それぞれ4会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮り致します。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。よって質疑を省略することに決定致しました。

### ◎議案第10号、一般会計歳入歳出決算の討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

初めに令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和5年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

#### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

### ◎議案第10号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

次に令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

#### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

### ◎議案第10号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

次に令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

#### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

## ◎議案第10号、介護保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決

### ○議長（青木悦子）

次に令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和5年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

## ◎議案第11号の委員長報告

### ○議長（青木悦子）

日程第7、議案第11号、令和5年度決算認定について。

1、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算。

2、令和5年度鋸南町水道事業会計決算についてを議題と致します。

本案についても、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、特別委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会 竹田和明委員長。はい、竹田和明委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 竹田和明 登壇〕

### ○決算審査特別委員会委員長（竹田和明）

決算審査特別委員会に付託されました、令和6年第6回定例会、議案第11号、令和5年度決算認定について。

1、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算。

2、令和5年度鋸南町水道事業会計決算。

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果を報告いたします。

初めに、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について、報告いたします。

病院会計ときさらぎ会の会計を合算し、指定管理料、補助金を除くことで本当の業績が見えてくるので、しっかり分析をしていただきたいとの要望に対し、医業収支が大変重要になるので、きさらぎ会と連携し進めていきたいと考えています。また、地域医療構想の関係で2040年の団塊のジュニア世代の時代に向けて病床、病院の統廃合なども含め、

各地域に適した医療体制について進めていくことになっておりますので、適切に対応してまいりますとの答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和5年度鋸南町水道事業会計決算の認定について報告いたします。

貸借対照表の現金・預金が増加しているが要因は何かとの質疑に対し、水道事業経営は、一般会計や県からの補助金を受けて経営が成り立っています。令和5年度現金・預金は帳簿上5億6千万円ほどありますが、繰越した工事が2件あるので、実際の現金額は4億6千万円ほどですとの答弁がありました。

水道事業広域化にあたって、協議の進捗状況、見通しはどうかとの質疑に対し、9月3日に統合協議会が開催され、これまで継続審議となっていた施設整備計画と財政収支計画が承認されました。今後は、10月の統合協議会にて、統合基本計画素案と統合基本協定素案が示され、12月の統合協議会で統合基本計画案と統合基本協定案が示される予定ですとの答弁があり、広域化が整わなかった場合、町の考えはどうかとの再質疑に対し、整わなかった場合は、現在と同様に県補助金の活用と一般会計の繰出金が必要となります。ただし、今後人口減少に伴う水需要の減少により、現在の料金体系が何年維持できるかは、財政シミュレーション等により回していかななくてはなりません。水道料金の値上げを検討しなければならない状況になると思われまますとの答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、本決算については特段の質疑はなく、令和5年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、令和6年第6回定例会、議案第11号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

## ◎議案第11号の質疑の省略

### ○議長（青木悦子）

ただ今の決算審査特別委員会での審査結果は、令和5年度の鋸南病院事業会計及び水道事業会計の決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮り致します。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定致しました。

## ◎議案第 1 1 号、鋸南病院事業会計決算の討論、採決

### ○議長（青木悦子）

初めに、令和 5 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。  
これより採決を行います。

令和 5 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

## ◎議案第 1 1 号、水道事業会計決算の討論、採決

### ○議長（青木悦子）

次に、令和 5 年度鋸南町水道事業会計決算について、討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。  
これより採決を行います。

令和 5 年度鋸南町水道事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

## ◎閉会の宣言

**○議長（青木悦子）**

これにて今定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。  
よって令和6年第6回鋸南町議会定例会を閉会します。  
皆さん、ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 1 時 0 1 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員